

平成 29 年度

包括外部監査報告書

及び報告書に添えて提出する意見

生活保護に係る事務の執行について

平成 30 年 3 月

郡山市包括外部監査人
上 石 三 好

《 目 次 》

第1部	包括外部監査の概要	1
第2部	包括外部監査の結果	4
I	全般的事項	4
1	生活保護の内容	4
2	生活保護の動向	4
3	生活保護受給者等就労自立促進事業	9
4	平成29年度における生活保護の重点及び新規事務事業	9
II	生活保護に係る法令等について	10
1	生活保護法	10
2	保護の実施要領	15
III	相談及び申請の状況	21
IV	資産の活用について	23
1	生活保護法における資産	23
2	リバースモーゲージについて	29
3	被保護者と資産について	31
V	扶養義務の取扱いについて	43
1	扶養義務者について	43
2	扶養届の記載内容について	47
3	相続関係	50
VI	生活保護費の費用返還及び費用徴収について	52
1	法第63条に基づく費用返還の取扱いについて	52
2	法第78条に基づく費用徴収決定について	57
3	法第63条による返還一覧表	60
4	法第78条による徴収一覧表	84
5	保護の停止及び廃止について	96
VII	医療扶助について	97
1	医療扶助の流れ	97
2	他法・他施策の利用	100

3	重複受診・頻回受診	105
4	ジェネリック医薬品(後発医薬品)使用の促進	106
5	保健師、嘱託医等	111
6	医療費の高額化	115
7	往診の妥当性	119
VIII	介護扶助について	126
1	介護扶助と介護保険制度との関係	126
IX	出産扶助について	128
X	葬祭扶助について	134

第1部 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

生活保護に係る事務の執行

(2) 監査対象部局

保健福祉部 生活支援課

(3) 監査の範囲

平成28年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

3 特定事件の選定理由

平成28年度当初予算の歳出は1,346.9億円で、そのうち民生費は409.5億円と30パーセントを占めている。民生費のうち生活保護費は56.1億円と13パーセントを超えている。

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

保護の内容は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種類の扶助があり、要保護者の実情に即して行われる。

保護率の推移を見ると、合併直後の昭和41年度の17.1パーミル（1/1000）をピークに年々減少傾向に推移していたが、平成5年度より増加傾向に転じ、高齢化の進行や扶養意識の低下、景気動向などの要因により、平成23年度当初まで保護率は増加し続けた。しかし、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による被保護者の転出等により、平成23年度以降、保護率は減少若しくは横ばいの状況が続いており、平成29年3月31日現在では、被保護世帯2,620世帯、被保護人員3,268人、保護率は9.77パーミルとなっている。

上記に加え、市民の関心も高いことから、生活保護に係る事務の執行を監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

上 石 三 好 (公認会計士)

(2) 補助者

鈴 木 一 徳 (公認会計士)

比 佐 善 宣 (公認会計士)

田 中 亮 (公認会計士)

村 上 芳 文 (公認会計士)

阿 部 哲 (公認会計士)

半 沢 裕 子

6 監査の方法

(1) 監査の視点

① 生活保護に係る行政が経済的・効率的に執行されているか。

② 各種事業は効率的・効果的に行われているか。

(2) 監査手続

生活保護に係る法令、条例、規則、要綱、関係機関からの通知等の確認をし、関係書類等を閲覧及び関係部署からの聴取や担当者からの聞き取り等を行った。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、生業扶助の監査については具体的には下記のとおりである。

① 生活保護の相談をしに窓口を訪れた者 1,034 件について、訪れた順に 100 件の書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

② 平成 28 年度中に生活保護を開始した者 320 名について、1 番を開始として 10 番毎に 31 名抽出して書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

③ 平成 28 年度中に生活保護を廃止された者 233 名について、2 番を開始として 10 番毎に 24 件抽出して書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

④ 平成 28 年度以前から平成 28 年度中も生活保護を継続していた者

2,357名について3番を開始として20番毎に117件抽出して書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

医療扶助、介護扶助、出産扶助、葬祭扶助については、適宜サンプルを抽出して書類を閲覧し、内容を確認及び必要に応じて聞き取りした（件数については本文に記載）。

その他、保護費の返還、徴収については、次の手続きを実施した。

① 法第63条による保護費の返還対象者286件について書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

② 法第73条による保護費の徴収対象者57件について書類を閲覧し、内容の確認及び必要に応じて聞き取りをした。

7 包括外部監査の結果

生活保護に係る事務執行について監査を実施した結果、一部意見はあるが関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・1件

意見・・・・・・33件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

第2部 包括外部監査の結果

I 一般的事項（出典：被保護者調査）

1 生活保護の内容

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、国で定める保護基準と収入の対比で行われる。また、この基準は要保護者の年齢、世帯構成、地域など必要な事情を考慮して毎年定められている。

保護は、その内容によって、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種類の扶助があり、要保護者の実情に即して行われる。

2 生活保護の動向

保護率の推移を見ると、合併直後の昭和41年度の17.1パーミル（パーミルは1/1,000）をピークに年々減少傾向に推移していたが、平成5年度より増加傾向に転じ、高齢化の進行や扶養意識の低下、景気動向などの要因により、平成23年度当初まで保護率は増加し続けた。

しかし、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による被保護者の転出等により、平成23年度以降、保護率は減少若しくは横ばいの状況が続いており、平成29年3月31日現在では、被保護世帯2,620世帯、被保護人員3,268人、保護率は9.77パーミルとなっている。

また、世帯別に見ると、高齢者世帯が1,298世帯（49.5%）と最も多く、傷病世帯356世帯（13.6%）、障害者世帯370世帯（14.1%）、母子世帯104世帯（4.0%）、その他の世帯が492世帯（18.8%）となっており、高齢者の占める割合が増加している。

○保護実施状況の推移（年度平均）

被保護世帯、人員の推移

	郡山市人口	被保護		保護率 (パーミル)
		世帯数	人員	
平成24年度	328,182人	2,336世帯	3,104人	9.5‰
平成25年度	327,938人	2,395世帯	3,102人	9.5‰
平成26年度	328,723人	2,446世帯	3,142人	9.6‰
平成27年度	331,438人	2,501世帯	3,169人	9.6‰
平成28年度	335,538人	2,588世帯	3,244人	9.7‰

種類別世帯、人員の推移（年度平均）

（単位）上段：世帯 下段：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活扶助	世帯	2, 185	2, 229	2, 286	2, 321	2, 380
	人員	2, 922	2, 910	2, 955	2, 964	3, 014
教育扶助	世帯	118	102	106	99	103
	人員	178	160	167	151	150
住宅扶助	世帯	1, 940	1, 989	2, 033	2, 087	2, 164
	人員	2, 580	2, 572	2, 605	2, 638	2, 713
医療扶助	世帯	2, 137	2, 227	2, 292	2, 354	2, 407
	人員	2, 779	2, 831	2, 894	2, 933	2, 980
介護扶助	世帯	412	435	458	493	517
	人員	420	442	466	501	530
出産扶助	世帯	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯	74	61	63	60	51
	人員	89	71	68	65	62
葬祭扶助	世帯	2	2	4	3	3
	人員	2	2	4	3	3

生活扶助、住宅扶助、医療扶助受給者数（年度平均）及び割合

（単位）上段：人数（人） 下段：割合（%）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活扶助		2, 922	2, 910	2, 955	2, 964	3, 014
		94. 1%	93. 8%	94. 0%	93. 5%	92. 9%
住宅扶助		2, 580	2, 572	2, 605	2, 638	2, 713
		83. 1%	82. 9%	82. 9%	83. 2%	83. 6%
医療扶助		2, 779	2, 831	2, 894	2, 933	2, 980
		89. 5%	91. 3%	92. 1%	92. 6%	91. 9%
被保護者		3, 104	3, 102	3, 142	3, 169	3, 244
		100%	100%	100%	100%	100%

平成 28 年度の平均値は、被保護者 3, 244 人のうち生活扶助を受給していない者が 230 人、住宅扶助を受給していない者が 531 人、医療扶助を受給していない者が 264 人だった。

世帯類型別被保護世帯数（年度平均）

	高齢世帯		母子世帯	障害世帯		傷病世帯		その他の世帯	合計
	単身	2人以上		単身	2人以上	単身	2人以上		
H24	868	75	110	297	43	336	80	527	2,336
H25	956	75	103	299	49	334	66	513	2,395
H26	1,030	77	99	295	53	330	66	496	2,446
H27	1,093	87	102	302	52	320	60	485	2,501
H28	1,170	90	103	319	49	305	56	496	2,588

保護の申請及び決定状況（年度合計）

	申請件数	開始件数	廃止件数
平成24年度	285件	261件	221件
平成25年度	333件	297件	250件
平成26年度	419件	360件	283件
平成27年度	385件	348件	284件
平成28年度	390件	357件	276件

病類別保護人員（年度平均）

（単位：人）

	入院			入院外			合計
	精神	その他	小計	精神	その他	小計	
H24	115	166	281	18	2,480	2,498	2,779
H25	124	186	310	18	2,503	2,521	2,831
H26	143	232	375	20	2,499	2,519	2,894
H27	138	225	363	15	2,555	2,570	2,933
H28	99	151	250	13	2,717	2,730	2,980

生活保護受給者数等推移表

	受給者数 (年度平均)		扶助額		摘要
	人数 (人)	対前年 増減 (人)	扶助額 (千円)	対前年 増減 (千円)	
H9	1,237	—	2,077,238	—	アジア通貨危機 消費税率引き上げ 健康保険法等改正等自己負担引き上げ
H10	1,318	81	2,353,598	276,360	
H11	1,379	61	2,354,323	725	
H12	1,460	81	2,471,642	117,319	介護保険スタート
H13	1,532	72	2,749,659	278,017	
H14	1,716	184	3,047,736	298,077	健康保険法改定 失業率がピーク 5.4%以降低下
H15	1,894	178	3,405,581	357,845	健康保険法改定窓口負担3割へ
H16	2,008	114	3,434,248	28,667	
H17	2,073	65	3,477,160	42,912	
H18	2,143	70	3,648,050	170,890	
H19	2,263	120	3,835,883	187,833	
H20	2,419	156	3,760,592	▲75,291	
H21	2,818	399	4,282,943	522,351	リーマンショックの影響
H22	3,139	321	4,843,492	560,549	↓
H23	3,227	88	5,018,126	174,634	
H24	3,104	▲123	4,454,964	▲563,162	東日本大震災及び東京電力福島第一発 電所事故の影響
H25	3,102	▲2	4,802,732	347,768	
H26	3,142	40	4,945,023	142,291	消費税率引き上げ
H27	3,169	27	4,945,370	347	
H28	3,244	75	5,013,072	66,249	受給者数はH29.3末時点 完全失業者数 21年ぶりに200万人を下回る

生活保護費 決算データ

(単位：千円)

	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助
H15	988,822	296,601	17,457	47,402	1,974,185	988
H16	1,023,028	324,562	19,327	53,687	1,930,307	1,181
H17	1,040,812	353,498	17,917	61,937	1,911,648	827
H18	1,070,801	378,806	18,956	66,749	2,021,382	300
H19	1,113,738	415,240	18,864	97,662	2,097,030	1,655
H20	1,202,671	454,601	20,955	99,314	1,894,802	914
H21	1,442,897	557,840	31,056	124,318	2,026,063	2,301
H22	1,631,292	627,060	33,845	120,398	2,324,620	3,330
H23	1,622,528	648,620	31,219	122,627	2,488,680	2,655
H24	1,583,368	638,418	25,226	134,545	1,970,925	4,042
H25	1,561,518	659,395	22,539	125,115	2,335,206	2,422
H26	1,615,604	674,797	24,447	126,517	2,400,158	2,155
H27	1,583,726	693,854	22,115	136,151	2,405,099	2,440
H28	1,634,411	715,298	21,470	160,057	2,374,056	2,012

	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	計	支援給付分	計	伸び率
H15	295	1,370	78,462	3,405,581	—	3,405,581	—
H16	0	1,961	80,195	3,434,248	—	3,434,248	100.84%
H17	5,789	2,155	82,577	3,477,160	—	3,477,160	101.25%
H18	9,136	2,609	79,311	3,648,050	—	3,648,050	104.91%
H19	11,929	2,238	77,528	3,835,883	—	3,835,883	105.15%
H20	12,177	2,064	73,094	3,760,592	89,241	3,849,833	100.36%
H21	20,213	3,954	74,302	4,282,943	97,450	4,380,393	113.78%
H22	19,430	4,225	79,290	4,843,492	104,858	4,948,350	112.97%
H23	19,449	3,448	78,898	5,018,126	80,926	5,099,052	103.05%
H24	17,329	3,878	77,232	4,454,964	75,731	4,530,694	88.85%
H25	14,871	3,856	77,810	4,802,732	73,642	4,876,373	107.63%
H26	12,966	6,588	81,792	4,945,023	88,142	5,033,166	103.22%
H27	12,900	5,891	83,193	4,945,370	85,148	5,030,518	99.95%
H28	13,163	6,022	86,583	5,013,072	71,585	5,084,657	101.08%

※ 支援支給分：中国残留邦人への支援分で、以前は生活保護の枠組みで支払っていたものが平成20年度より支援給付制度が開始となり、別扱いとなった。

3 生活保護受給者等就労自立促進事業

(市とハローワークによる一体的就労支援)

平成 25 年 10 月から生活支援課窓口にハローワーク常設窓口を設置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等、広く生活困窮者を対象に、市とハローワークによるチーム支援方式により、支援対象者に対する職業相談、職業紹介及び職業訓練情報の提供等を行い、就労による自立促進を図っている。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支援対象者数	72 人	177 人	269 人	295 人	233 人
就労者数	49 人	99 人	129 人	160 人	120 人
就労率(%)	68.1%	55.9%	48.0%	54.2%	51.5%

4 平成 29 年度における生活保護の重点及び新規事務事業

- (1) 生活保護の実施にあたっては、思いやりのある接遇を基調とし、被保護世帯の困窮度に応じ必要な保護を行うとともに、積極的に自立助長を推進する。
- (2) 適正実施のため、組織的管理運営により調査の徹底及び指導の強化を図り、不正受給を防止し社会的公正の確立を図る。
- (3) 訪問活動を充実させ、生活実態の確実な把握並びに能力の活用、療養及び扶養指導等の強化を図り適切な援助を推進する。
- (4) 高齢者世帯、障害者世帯等の特に支援を要する被保護世帯に対しては、関係機関との連携や他法・他施策の活用を図り、きめ細やかな指導援助を推進する。
- (5) レセプト点検の充実、後発医薬品の使用促進、被保護者の健康管理支援体制の整備等を図り、医療扶助の適正化を推進する。
- (6) 指定医療機関に対して、生活保護制度の趣旨、医療扶助に関する事務の取り扱い、診療報酬の請求に関する適正な手続き等について周知を図る。
- (7) 被保護者に対する就労支援については、ハローワーク郡山と連携を図りながら、平成 25 年 10 月から生活支援課内に設置した「郡山市役所ハローワークコーナー」の機能を最大限活用し、早期支援体制の確立や求職活動状況の共有化等を実施し、就労による自立支援を図る。
- (8) 被保護者の子どもの学習支援については、平成 27 年 4 月施行の生活困窮者自立支援制度の生活困窮者子どもの学習支援事業を活用し、希望する小・中学生を対象に学習機会を提供して子どもの将来・進路選択の幅を広げ、社会的自立を支援する取組みの推進を図る。

II 生活保護に係る法令等について

1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

日本国憲法第 25 条「生存権、国の生存権保障義務」すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（無差別平等）

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

～最低生活基準は、第 8 条により厚生労働大臣が定められている。

国民年金は国民年金法で支給額が決定される。平成 28 年度は $780,900 \times$ 改定率 $0.999 = 780,119$ 円、月平均 65,010 円である。生活保護の生活扶助基準額は 60～69 歳まで 79,790 円（1 級地の 1）となり、郡山市の場合は 3 級地の 1 となっているため 67,310 円となっており、国民年金よりも高くなっている。

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

～略～

(職権による保護の開始及び変更)

第 25 条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。
- 3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第 19 条第 6 項に規定する保護を行わなければならない。

(保護の停止及び廃止)

第 26 条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

～略～

(報告、調査及び検診)

第 28 条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条(第 3 項を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

- 3 第1項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

～略～

(指示等に従う義務)

- 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
 - 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
 - 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。
 - 5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(費用返還義務)

- 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

～略～

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前 3 項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第 78 条の 2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第 1 項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第 1 項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前 2 項の規定により前条第 1 項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第 1 項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

(返還命令)

第79条 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。
- 二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。
- 三 保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。
- 四 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

～以下略～

2 保護の実施要領

生活保護の実施要領は次の告示、通知等によって実施される。

㊦ 生活保護法による保護の基準

(昭和 38 年 4 月 1 日 厚生省告示第 158 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 176 号による改正まで

㊧ 生活保護法による保護の実施要領について

(昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知)

改正 平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省発社援 0331 第 2 号による改正まで

㊨ 生活保護法による保護の実施要領について

(昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号 厚生省社会局長通知)

改正 平成 28 年 5 月 31 日社援発 0531 第 14 号による改正まで

㊩ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号 厚生省社会局保護課長通知)

改正 平成 28 年 5 月 31 日社援保発 0531 第 1 号による改正まで

以下、それぞれの基準等は、**㊦**、**㊧**、**㊨**、**㊩** と表記する。

○ 最低生活費

最低生活費の基準及び程度は法第8条により厚生労働大臣が定める基準によることになっている。

生活保護法による保護の基準により地域は級地区分され、世帯人員、年齢区分などにより細かく決められている。

以下は、各地域を1級地から3級地まで区分したものであり、国民年金と比較するため60～69歳の生活扶助基準額を示した。

地域の級地区分	生活扶助基準額 (60～69歳)月額
1級地-1 →東京などの大都市 埼玉県 川口市、さいたま市 東京都 区の存する地域、八王子市、他 神奈川県 横浜市、川崎市、他 愛知県 名古屋市 京都府 京都市 大阪府 大阪市、堺市、他 兵庫県 神戸市、尼崎市、他	I 38,990円 <u>II 40,800円</u> 計 79,790円 (100%)
1級地-2 →地方の大都市 北海道 札幌市、江別市 宮城県 仙台市 その他 略	I 37,320円 <u>II 39,050円</u> 計 76,370円 (95.7%)
2級地-1 →県庁所在地など 北海道 函館市、小樽市、他 青森県 青森市 岩手県 盛岡市 秋田県 秋田市 山形県 山形市 福島県 福島市 その他 略	I 35,230円 <u>II 36,880円</u> 計 72,110円 (90.4%)
2級地-2 北海道 夕張市、岩見沢市、登別市 宮城県 塩竈市、名取市、多賀城市 福島県 なし その他 略	I 34,420円 <u>II 36,030円</u> 計 70,450円 (88.3%)

<p>3 級地-1</p> <p>北海道 北見市、網走市、他</p> <p>青森県 弘前市、八戸市、他</p> <p>岩手県 宮古市、大船渡市、他</p> <p>宮城県 石巻市、気仙沼市、他</p> <p>秋田県 能代市、横手市、他</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市、他</p> <p>福島県 会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市</p> <p>その他 略</p>	<p>I 32,890 円</p> <p><u>II 34,420 円</u></p> <p>計 67,310 円 (84.4%)</p>
<p>3 級地-2</p> <p>1 級地、2 級地及び 3 級地-1 以外の市町村</p>	<p>I 31,510 円</p> <p><u>II 32,970 円</u></p> <p>計 64,480 円 (80.8%)</p>

福島市は県庁所在地のため 2 級地-1、郡山市は 3 級地-1 となっているため 60 歳～69 歳の生活扶助基準額は福島市の方が 4,800 円 (7.1%) 高くなっている。

3 級地-1 (郡山市) の平成 29 年度 (H29.4.1) 一般生活費認定基準額は下記のとおりである。(単位:円)

※ 基準生活費は下記の算式により算定した額とし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 10 円に切り上げるものとする。また、12 月の基準生活費の額は、下記の算式により算出した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

(算式) $A \times 0/3 + B \times 3/3 + C$

(算式の符号)

A : 第Ⅰ類の基準額①の合計額×通減率① + 第Ⅱ類の基準額①

B : 第Ⅰ類の基準額②の合計額×通減率② + 第Ⅱ類の基準額②

(ただし当該金額が、「 $A \times 0.9$ 」より少ない場合は、「 $A \times 0.9$ 」の金額を「B」とする)

C : 下表に定める冬季加算額

第Ⅰ類は個人単位の消費（衣類、食費その他個人単位の諸費用）に対応するもので、個人別の額を合算することとなる。

家族が多くなると共有する諸費用もあるため通減率を適用している。

第Ⅱ類は世帯単位の消費（光熱水費その他世帯単位の諸費用）に対応するもので、居宅の世帯員数によって適用する基準額が決定される。

平成24年以降保護費の引き下げが実施され、3年間で新基準に移行を計画した。①は平成24年基準、②は平成27年基準である。

当初は平成24年基準× $2/3$ + 27年基準 $1/3$

翌年度は平成24年基準× $1/3$ + 27年基準 $2/3$

それ以降は平成27年基準のみとするが、平成24年基準より10%減以内
に止めることで、未だ平成24年基準が設定されている。

第Ⅰ類		
年齢別	基準額①	基準額②
0～2	17,640	22,490
3～5	22,240	25,290
6～11	28,750	29,010
12～19	35,510	33,040
20～40	33,980	32,420
41～59	32,220	33,210
60～69	30,460	32,890
70才以上	27,290	28,540

第Ⅱ類			通減率		冬季加算・ 期末一時扶助	
世帯 人員別	基準額①	基準額②	率①	率②	冬季加算	期末一時 扶助
1人	36,640	34,420	1.0000	1.0000	7,320	11,390
2人	40,560	42,340	1.0000	0.8850	10,390	18,560
3人	44,970	49,920	1.0000	0.8350	11,800	19,140
4人	46,540	51,970	0.9500	0.7675	12,750	21,530
5人	46,910	55,420	0.9000	0.7140	13,100	22,440
6人	47,280	58,520	0.9000	0.7010	13,930	25,520
7人	47,650	60,930	0.9000	0.6865	14,520	27,110
8人	48,020	63,330	0.9000	0.6745	14,990	28,710
9人	48,390	65,740	0.9000	0.6645	15,460	30,070
10人以上1人 増すごとに 加算する額	370	2,410	(10人以上) 0.9000	(10人以上) 0.6645	470	1,360

住宅費 (H27.7.1～)	
基準額(1人)	30,000 以内
〃 (2人)	36,000 以内
〃 (3～5人)	39,000 以内
〃 (6人)	42,000 以内
〃 (7人以上)	47,000 以内
維持費	120,000 以内

教育費			
	基準額	学級費	計
小学校	2,210	670 以内	2,880
中学校	4,290	750 以内	5,040
入学準備金	小学校	40,600 以内	
	中学校	47,400 以内	
学童服	小4	13,800 以内	
学習支援費	小学校	2,630	
	中学校	4,450	

障害者加算		
	身障1・2 精神1	身障3 精神2
在宅者	22,630	15,090
入院・入所	21,890	14,590

母子加算			
	1人目	2人目 加算	3人目 以降加算
居宅	19,620	1,580	780
入院・入所	18,990	1,530	750

生業費	
生業費	46,000 以内
技能習得費	78,000 以内
就職支度費	31,000 以内
高校入学準備金	63,200 以内
高校就学費基本額	5,450
学級費	1,670 以内
学習支援費	5,150

出産費	
施設分娩	293,000 以内
居宅分娩	262,000 以内
衛生材料費	5,700 以内
出産準備被服費	50,900 以内
産科医療保障制度	30,000

※施設分娩は入院料の実費を加算

葬祭費	
大人	180,300 以内
小人	144,200 以内
自動車使用	13,380 以内

妊婦加算		産婦加算
6 か月未満	7,610	7,070
6 か月以上	11,500	

介護加算		
重度介護	14,600	H29.7.1 から 14,580
家族介護	12,230	
他人介護	70,080 以内	

児童養育加算			
第1子	3歳に満たない児童	1人につき	15,000
第2子	3歳以上中学校修了前の児童	1人につき	10,000
第3子	小学校修了前の児童	1人につき	15,000
以降	小学校修了後中学校修了前の児童	1人につき	10,000

介護施設入所者加算
9,690 以内

在宅患者加算
11,070

Ⅲ 相談及び申請状況

平成 28 年度の相談件数は 1,034 件で、1 か月あたりで平均すると 86 件となった。このうち申請に至った件数は 334 件で、相談件数からの申請率は 32.3%であった。

平成 24 年度以降の特徴としては、震災復興関連の仕事を求め県外等より転入してきたものの、仕事が継続できずに生活困窮状態に陥り、保護申請となるケースが増加している。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	1,442	1,171	1,131	1,110	1,259	1,075	1,034
申請件数	458	320	288	405	493	385	334
申請率(%)	32.2%	27.3%	25.5%	36.5%	39.2%	35.8%	32.3%

平成 28 年度の相談記録票 1,034 件のうち、相談番号 1 から 101 (100 は欠番) までの内容を調査した。

相談数 87 件

欠番 14 件

101 件

相談数 87 件のうち、32 件が申請を受理され、54 件は相談のみ、その他車上生活で住所がないために申請できない者が 1 件であった。

相談件数からの申請率は 36.8% (32÷87) であったが、相談数 87 件のうち 15 件については 2 回相談に来ており、初回は相談のみであった。2 回目の相談で申請書を提出している者が 10 件である。相談数 87 件のうち 2 件については 3 回相談に来ており、初回、2 回目は相談のみで 3 回目で申請書を提出した者が 1 件である。相談者の実数は 70 名 (87-15-2) であるので、相談者数からの申請率は 45.7%である。

なお、郡山市議会議員関係者に紹介や助言を受けて相談に来た者が 2 名いた。

相談者の中には、

- ・高額な住宅ローンがあり、家は手放したくない
- ・収入はあるが自動車のローンがある
- ・娘が高齢な母親と同居して母だけ生活保護を受けたい
- ・内縁の妻と同居し、内縁の妻は生活保護拒否

・車上生活で郡山市に住所がない
などがあった。

住宅ローンについては、少額であるか、残りの期間が短いか、毎月の返済は保護費の中から捻出できるか検討されるが、高額であれば住宅を処分する必要がある。

自動車のローンは返済期間を延長する必要がある。

生活保護は世帯単位を原則としているので、母だけアパートを借りて保護申請や、内縁の妻と別居して保護申請する必要がある。

生活保護は住所地で受けるので、住所は特定していないと申請ができない。相談に来て、その後アパートを借りる契約をし、居住地をそのアパートとして申請する人がいる。

【意見】

年金を受給できる年齢になっても収入として年金収入を上げていない相談者もいる。

年金事務所等へ行って年金の情報を確認させる必要がある。

亡父名義の土地建物を所有しているものが2件、亡夫名義の土地建物を所有しているものが1件あった。

生活保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを前提に実施される必要がある。そのため、所有している者の名前に名義を変更する必要がある。

IV 資産の活用について

1 生活保護法における資産

法第4条「保護の補足性」によれば、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

次 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを相当としないもの

同 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、上記次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差しつかえない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に

比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金（いわゆるリバースモーゲージ制度）」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用さ

せること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね 3 年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品 ～略～

4 生活用品 ～略～

5 判断基準（居住用資産の保有を認めるか否かの判断基準）

1 の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。として、次の判断基準が示されている。

問（第3の15） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該診断会議等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

同 第3-5 判断基準

世帯数に関係なく、標準の3人世帯の生活扶助基準額（郡山市は125,180円）及び住宅扶助特別加算額（39,000円）の10年分を基準としてケース診断会議等で検討する金額が示されている。

[ケース診断会議等での検討内容]

問（第3の16） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善が図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

☐ 第3-5 判断基準

33歳の夫と29歳の妻、4歳の子どもが生活保護のモデル世帯とされている。
郡山市の平成29年度における主なモデル世帯の生活保護基準額（月額）は次のとおりである。

■標準3人世帯（33歳・29歳・4歳）

【単位：円】

		郡山市(3級地-1)
生活扶助 (1類+2類)	A [1類(33,980+33,980+22,240)×1.000 +2類44,970] ×0.9=121,653円 =121,660円(小)	125,180
	B [1類(32,420+32,420+25,290)×0.8350 +2類49,920] =125,178.55円 =125,180円(多)	
児童養育加算		10,000
住宅扶助(基準額)		39,000
冬季加算(6か月/12)		5,900
世帯あたりの最低生活費		180,080

Aは135,170円 × 0.9 で121,660円

Bは125,180円 × 1.0 で125,180円

平成24年基準だと135,170円だったものが、新基準では125,180円と9,990円(7.4%)下がっている。

問3の15による持ち家がケース診断会議における検討対象ケースにしない全額、すなわち保有が認められる基準は次の金額である。

$$(125,180円 + 39,000円) \times 12か月 \times 10年 = 19,701,600円$$

土地、建物の評価は固定資産税評価額とする。

厚生労働省が資産の保有を認めるということは、活用可能な資産はないものと見なすということである。

次のQ&Aは、保有が否認された資産を保護が廃止されたのち資産を相続した者が資産を処分した場合、保護費用の返還をするものである。

保護費の時効があり、保護廃止から5年を経過すると消滅する。

【意見】

郡山市は、保護を廃止すれば処分すべき資産として指導したものを管理していない。今までは、保有を認められない自動車などは管理していたが、今後は保有を否認された農地を対象に加えて管理する必要がある。

次のQ&Aは、保有を認められた資産の処分であるが、そもそも資産がなかったものとされている。

問 13-13

費用返還義務の相続—その2

(問) 単身の被保護者が死亡し、その者の居住のために必要なものとして保有を認めていた家屋が相続された。この場合、相続人に対し法第63条の規定による費用返還の請求はできるか。

(答) 法第63条の規定による費用返還義務は、保護受給中において保有を認められていたものについては及ばないと解される。したがって、被保護者には費用返還義務はなく、相続人にもこの返還義務はない。

【意見】

生活保護法は、その利用し得る資産を活用して最低限度の生活の維持をすることを要件としているが、居住用資産があれば住宅扶助がかからないため保護費削減が可能となる。被保護者も自立する場合に家賃はかからないので自立助長に繋がる。しかしながら、固定資産税は免除されており、借地に居住用資産がある場合は、借地料が住宅扶助となっており、修繕費なども支出されている。

居住用資産については、郡山市の場合は固定資産税評価額1,970万円まで保有が認められる。自動車などは原則保有が認められず、法第63条の保護費の返還や法第78条による徴収などをみると、百円単位の少額な被保護者の収入が返還、徴収されていることを考えると、保有が認められる居住用資産の金額が大きいと思われる。

保有が認められると、活用すべき資産はないことになり、保護費の返還、徴収もなくなり、相続の場合は何の負担もなく相続される。

要保護者世帯向不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ制度）を利用させることによって活用させることとされているが、稼働年齢を過ぎた65歳から利用可能なほか、条件があって郡山市の利用実績はない。

郡山市の持ち家保有率は、国勢調査基本統計結果によると平成22年次は56.5%である。平成28年の被保護世帯数は2,588世帯で、固定資産税評価額500万円以上の居住用資産は8件で、そのうち3件は被相続人の名義のみである。借地に居住用資産を有している者は35世帯である。生活保護世帯の持ち家の比率は低いと思われるので、持ち家を所有している世帯を優遇することなく、保有を認めない資産とする制度にするよう検討をすべきである。

2 リバースモーゲージについて

リバースモーゲージの優先適用は、平成 19 年 4 月、扶養義務を果たさずに被保護者の死後にその所有不動産を相続することへの批判から導入された。

要保護世帯向け長期生活支援資金は、通常のリバースモーゲージを要保護者向けに変更したものである。政策的に推定相続人に対する一種の制裁として実施されることから、推定相続人の承諾を得にくいので、推定相続人の承諾を不要とするものとなっている。

(社福)福島県社会福祉協議会の生活福祉資金「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の対象となる世帯は下記のとおりである。

- ・要保護の高齢者世帯
- ・生活保護世帯（高齢者世帯のみ）

注1 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、当該配偶者として共有している不動産を含む）に居住していること。

注2 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権が設定されていないこと。

注3 借入申込者及び配偶者が原則として 65 歳以上であること。

注4 借入申込者が属する世帯が、本制度を利用しなければ生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（福祉事務所）が認めた世帯であること。

注5 土地と建物の評価額が 500 万円以上あること。

なお、評価額は、国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき算定する。

貸付限度額は評価額の 7 割（集合住宅の場合は 5 割）を標準とする。1 月あたりの貸付額は、当該世帯の最低生活費を勘案して福祉事務所が定める。

利用者側からみれば、自ら決意してリバースモーゲージを利用しようとするのと異なり、生活困窮状態に陥ってからリバースモーゲージを利用することとなるので、制度の利用が後ろ向きになりやすい。また、利用者が高齢で生活困窮原因があるため、手続の利用に第三者の援助がないと停滞する可能性がある。

事業者（社会福祉協議会）側から見れば、後のトラブル（推定相続人の承諾不要）、地価下落のリスク、回収における負担などの問題がある。利用者が死亡した場合に、推定相続人の協力を得られない可能性も高く、対象物件から貸付金全額が回収できない場合も想定される。

【意見】

リバースモーゲージは、所有権は申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資産の貸付を受ける場合は共有可）、抵当権は設定されていないなどが条件となっているが、リバースモーゲージを回避しようとして所有権の一部を知人、親族に譲渡したり抵当権を設定されたりする可能性がある。この対処方法を決めておく必要がある。

3 被保護者と資産について
監査の結果、次のような案件があった。

(1) 被保護者が本人名義の高額な居住用資産を保有している案件
(ケース番号 6022 継続案件)

市内（開成五丁目）に居住用資産として下記不動産を所有している。

区分	面積	固定資産税評価額
土地	338.82 m ²	12,604,104 円
建物	(1階) 101.81 m ²	
	(2階) 33.12 m ²	
	(計) 134.93 m ²	988,613 円
計		13,592,717 円

【意見】

固定資産税及び都市計画税は、名寄帳より計算すると 66,400 円であり、免除されている。

保護開始時（平成 23 年）のケース診断会議基準額は前掲のとおりである。

$$(145,980 + 39,000) \times 12 \times 10 = 22,197,600$$

となっており、保有が認められている。部屋数に余裕があり、間貸しの検討をするとともに、当時 55 歳であったため 65 歳になったらリバースモーゲージの利用を検討するようにとある。

次官通知によると、最低限度の生活維持に活用されているか、保有することによって生活維持及び自立の助長になっているかが保有を認める要点となるが、6 年間も保護を受けている。65 歳に達するまでもなく保有を認めない資産とすべきである。

その他、被保護者本人名義（相続関係含む）の高額資産（評価額 500 万円以上）は次のとおりである。

通し 番号	ケース 番号	地区	所有者	所有筆数	固定資産税 評価額(円)
1	5719	喜久田	亡母	宅地 1 筆	5,009,166
				家屋 1 筆	793,450
				計	5,802,616
2	5822	東部	亡父	宅地 1 筆	11,380,145
				家屋 2 筆	3,850,203
				計	15,230,348
3	6530	三穂田	本人	宅地 2 筆	8,512,110
				畑 2 筆	46,967
				家屋 1 筆	1,234,700
				計	9,793,777
4	6956	富久山 E	本人	宅地 1 筆	6,152,787
5	7335	富久山 A	本人	宅地 1 筆	3,720,000
				家屋 2 筆	1,315,229
				計	5,035,229
6	7367	大槻東	本人	宅地 1 筆	6,081,656
7	7484	大成 B	亡父	宅地 2 筆	4,175,605
				家屋 1 筆	1,226,451
				計	5,402,056
8	7574	開成 B①	本人	宅地 2 筆	8,803,446

※ No.4 家屋は 2 弟の経営する事務所で月 15,500 円の借地収入を得ている。

※ No.6 家屋は長男との共有名義（評価額 1,028,849 円）。

※ No.8 世帯主名義の土地の上に父名義の家屋が建っている。

【意見】

所有者が亡父や亡母などとなっている。生活保護は、その利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、資産の保有を明確にしておく必要があり、日本司法支援センター（法テラス）などを利用させ、所有者を明確にする必要がある。

(2) 被保護者が借地に居住用資産を保有している案件
 (ケース番号 6454 継続案件)

上記(1)の事例は土地も建物も被保護者のものであったが、借地の上に居住用建物を保有している者がいる。

安積町に土地は借地であるが家屋を所有している。一般住宅 105.12 m² 固定資産税評価額 1,441,651 円と、23.72 m² で固定資産税評価額 237,409 円であり、用途はそれぞれ居住用と自動車整備工場用である。地代は月額 26,700 円であり、これは住宅扶助として認定されている。住宅維持費として、要介護 4 の認定及び身体障害者手帳 2 級の交付を受けているため、住宅改修費(介護) 48,000 円 (H25.1.7) を認定した。また、住宅維持費(ボイラー改修) 116,550 円 (H25.1.31) を認定している。住宅改修費については限度額 20 万円で 48,000 円、住宅維持費の限度額が 118,000 円である。

また、トイレ工事のため住宅維持費 94,000 円 (H26.3.17) を認定し、同日、トイレの段差解消工事として住宅改修費 89,000 円を認定した。

被保護者の居住に係る借地関係になっている主なものは次のとおりである。

通し 番号	ケース 番号	住所 (居住地)	地代	面積(m ²)	土地所有者 との関係	備考
1	1643	田村町	133,800 円/年	家屋 83.10 m ² 土地 458 m ²	他人	
2	2452	咲田	302,928 円/年	家屋 90.3 m ² 土地 160.6 m ²	他人	
3	3012	熱海町	55,000 円/年	家屋 165 m ² 土地不明	他人	
4	3067	本町	88,500 円/年	家屋 38.01 m ² 土地 49.58 m ²	他人	亡母 名義
5	3754	富久山町	110,000 円/年	家屋 169.14 m ² 土地不明	他人	
6	4218	喜久田町	110,400 円/年	家屋 63.6 m ² 土地 304.2 m ²	他人	
7	4437	横塚	96,000 円/年	家屋 77.68 m ² 土地 175.3 m ²	他人	

8	4548	長者	362,400 円/年	家屋 243.35 m ² 土地 314.72 m ²	他人	
9	4561	湖南町	11,889 円/年	家屋 67.90 m ² 土地 188.25 m ²	他人	
10	4669	逢瀬町	10,000 円/年	家屋 63.63 m ² 土地不明	他人	所有者 2名
11	4670	逢瀬町	なし	家屋 89.02 m ² 土地不明	従兄弟	
12	4824	深田台	48,864 円/年	家屋不明 土地 81.41 m ²	他人	
13	4830	清水台	140,000 円/年	家屋 59.4 m ² 土地 82.6 m ²	他人	
14	4903	熱海町	46,560 円/年	家屋不明 土地不明	他人	
15	4905	池ノ台	60,000 円/年	家屋 55.37 m ² 土地不明	他人	亡母 名義
16	5061	緑町	157,500 円/年	家屋 127.99 m ² 土地 207.9 m ²	他人	所有者 2名
17	5186	富久山町	126,000 円/年	家屋 61.15 m ² 土地 182.18 m ²	他人	
18	5266	大槻町	107,145 円/年	家屋 54.94 m ² 土地不明	他人	亡母 名義
19	5321	名倉	111,300 円/年	家屋不明 土地 186.99 m ²	他人	
20	5432	富久山町	138,000 円/年	家屋 100.82 m ² 土地不明	他人	
21	6079	菜根	107,145 円/年	家屋不明 土地 142.09 m ²	他人	亡祖父 名義
22	6131	喜久田町	151,500 円/年	家屋 131.3 m ² 土地 346.6 m ²	他人	
23	6324	田村町	200,000 円/年	家屋 115.49 m ² 土地 352.85 m ²	他人	亡父 名義
24	6412	小原田	163,680 円/年	家屋 53.71 m ² 土地不明	他人	

25	6531	日和田町	111,700 円/年	家屋 87.59 m ² 土地 380.45 m ²	他人	
26	6881	田村町	50,000 円/年	家屋 93.08 m ² 土地 440.54 m ²	他人	
27	7020	安積町	100,000 円/年	家屋 58.76 m ² 土地 228 m ²	従兄弟	養母 名義
28	7086	七ツ池町	120,800 円/年	家屋 157.87 m ² 土地不明	他人	亡父母 名義
29	7195	芳賀	150,000 円/年	家屋 62.51 m ² 土地 165 m ²	他人	
30	7562	富久山町	140,400 円/年	家屋 53.7 m ² 土地不明	他人	
31	7697	富久山町	260,000 円/年	家屋 91.09 m ² 土地 297.68 m ²	他人	
32	7871	昭和	106,000 円/年	家屋 111.83 m ² 土地不明	他人	
33	7927	逢瀬町	現物(米 10 俵)	家屋 50.92 m ² 土地不明	他人	※下段
34	7946	田村町	48,000 円/年	家屋不明 土地 231.03 m ²	他人	

※ 土地所有者名義の田で米を作って現物で地代を納めている

【意見】

借地権付きの居住用建物については、リバースモーゲージの対象にはならず、また、地代は住宅扶助の対象となる。建物も経年劣化により修繕費がかかり、市も修繕費の基準は12万円とし、特別な場合は特別基準として18万円まで認めている。また、介護が必要な場合は改修費として20万円まで認めている。地代や修繕費を考えると、家賃よりも高くなる可能性も考えられる。市営住宅などに引っ越してもらい、居住する建物等を処分することも検討すべきである。

郡山市保健福祉部生活支援課が作成した「生活保護費用返還・債権管理マニュアル」によると、法第 63 条に基づく返還については下記のとおりである。

○主旨

被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その費用の範囲内において実施機関が定めた金額を返還させる旨を定めた規定

○事例

- ① 保護の開始時において保有を容認した生命保険の解約返戻金相当額
- ② 保有を容認できない資産であるが、直ちに処分することが困難なもの（未活用の田畑、山林等）
- ③ 第三者加害による損害賠償請求権（交通事故等）
- ④ 各種年金の遡及支給分
- ⑤ 遡及変更による戻入処理ができないもの
- ⑥ 収入の無申告等ではあるが、法第 78 条の適用が適当でないもの

○金額の決定

- ① 当該資力を限度として、支弁した保護金品の範囲内において実施機関が決定
- ② 決定に際しては、世帯の自立助長を考慮して必要最少額を控除可能

○無申告時の判断の目安

- ① 受給者に不正に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、届出又は申告を速やかに行われなかったことについて、やむを得ない理由が認められるとき
- ② 実施機関及び受給者が予想しなかった収入があったことが、事後になって判明したとき

○債務者・納入通知の相手

- ① 保護受給者（当該収入により自立し保護廃止となったものを含む）
※ 世帯主を債務者として返還を決定し、納入通知書等を発行する
- ② ①の相続人（不在の場合は、相続財産管理人）

法第 63 条に基づく返還の事例②保有を容認できない資産として、田畑、山林等があるが、「生活保護手帳別冊問答集（2016）」問 13-12「費用返還義務の相続」において、費用返還義務は相続するものとされている。これは、マニュアルの債務者・納入通知の相手に保護受給者及びその相続人とされていることから分かる。

事例にあるように、保護受給者が返還すればいいが、直ちに処分することが困難な農地等がある場合は推定相続人にまで通知しておく必要がある。

郡山市の場合は、保有を容認できない資産としていても今後廃止になった場合は、金額に重要性がないものとして廃止後の返還請求はしていない。

保有を容認できない資産としていても、保護廃止後に返還の請求をするかしないかの決定をした記録を作成すべきである。

郡山市は、保有を容認できない資産がある場合に郡山市福祉事務所長名で「生活保護法第 63 条の適用について（通知）」を保護者宛に下記のとおり通知している。

「このことについて、あなたは平成〇年〇月〇日付けで生活保護を申請されましたが、活用できる資産がありますので、その資産から収入を得た場合には、生活保護法第 63 条の規定により保護金品に相当する金額の範囲内で返還していただくことを条件として保護を開始しますので、通知します。

なお、下記の資産から収入を得たときは速やかに当所に報告してください。

また、費用返還が生じた場合は、改めて返還額及び返還方法について通知いたします。」

上記において、活用できる資産として「世帯主名義の宅地・田・畑・原野・山林・雑種地・付属（農）」とある。しかしながら、資産の詳細は記されていないため、詳細を記しておく必要がある。また、相続人にも通知する必要があると思われる。

(3) 相続手続きをしていない案件

（ケース番号 7866 継続案件）

土地は福島市内 314.54 m²

建物は 1 階 66.82 m² 2 階 31.59 m²

被保護者には亡母名義の土地建物があるが相続手続きをしておらず、ケース記録には資産活用の観点から相続手続きを進めるよう指導をしているが、保護開始から半年以上が経過しているにもかかわらず、亡母の相続手続きは何も進んでいない。

法テラスへの相談など、外部専門家を利用することで相続手続きを行い、早期に資産活用をすることが必要である。

なお、相続人は被保護者、妹、弟の 3 人となっている。

ケース記録（H29.3.7 開始）には、「土地建物については資産活用の観点からも、相続手続きを進めるよう指導し、相続の結果世帯主の資産となった際には保有の可否、資産活用について検討することとする。」という記載がある。

ケース記録（H29.4.19 訪問）には、「土地建物については資産活用の観点

からも相続手続きを進めるよう指導し、相続の結果世帯主の資産となった際には保有の可否等の検討が必要となるため、必ず報告するよう説明し、了承を得た。」という記載がある。

しかし、上記のとおり指導したものの相続手続きが進んでいない。

地区担当者にヒアリングを実施（H29. 11. 6）した結果、現時点でも現状は何も変わらないという回答があった。次回訪問時には法テラスへの相談を促すということであった。

生活保護は、法第4条に「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものである。

【意見】

相続手続きを進めるように被保護者に口頭で指導をするだけでは不十分であると思われるので、法テラスなどを利用して遺産分割協議、相続登記を進めるべきである。

生活保護手帳別冊問答集 問 13-12「費用返還義務の相続 その1」で 答「資力があるにもかかわらず保護を受けていた」者に該当することから、被保護者は法第63条の規定による費用返還義務を負うものであり、これらのものの相続人は費用返還義務を相続する。

福島県保健福祉部平成24年9月生活保護問答集によると、保護費の返還、徴収等 問 13-1「法第63条による費用返還の取扱い」は次のとおりである。

被保護者に対し、法第63条を適用すること及び申告義務・返還義務が生じる旨を通知すること。この際、後日のトラブルを防止する意味から、本人から誓約書の提出を求めることが望ましい。この通知をしたケースは、「生活保護法第63条適用ケース・返還決定ケース台帳」に登載して、当該ケースの廃止後5年間保存すること。

法第63条規定に基づく費用返還額の決定は、保護の決定実施とは別個の行政行為となるので、独立した起案により決裁を受け、被保護者にその内容を通知すること。このことは、上記台帳に登載し、返還額の納入後、5年間保存すること

郡山市の生活保護 費用返還・債権管理マニュアル（平成 28 年 12 月）の「資力の発生の実務上の取扱い」によれば下記のとおりである。

(1) 包括的な通知

開始時に資力がある場合や保護継続中に資力が発生した場合は、法第 63 条の適用がある旨を文書により通知する。通知をしていなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に十分な説明を行っておくことが重要である。特に、別冊問答集（問 13-6）にあるように、保有を否認した不動産の場合は、文書による通知をしないと法第 63 条の対象資産とならないので注意すること。

(2) 資力の発生要因の確認

ア 資力が生じた理由

イ 実施機関の実態把握は、十分に履行されていたかどうか

ウ 被保護者からの届出、指導はなされていたかどうか等を確認すること。

(3) 意思の確認

本人の申し立てと上記確認事項を突き合わせ判断する。不正の意思があると判断されれば法第 78 条を適用する。

○ 保有が認められない資産の譲渡の場合

問 13-12

費用返還義務の相続—その 1

(問) 世帯主、妻、世帯主の母からなる 3 人世帯で、世帯主は肝臓がん、妻は結核で医療を必要とするために生活保護の申請があった。世帯主は畑 50a、山林 1ha を所有していたので、これを処分させた上で保護を適用しようとしたところが、いずれも早急には買手もないことが明らかであったため、その売却につき文書で指示をするとともに保護を開始した。その後、これらの資産の売却が済まないうちに、母が脳出血で、世帯主及び妻はそれぞれ上記疾患で次々に死亡した。この夫婦の間には子 1 人がいるが上記のような事情のため世帯主の弟の世帯に引き取られ、そこで扶養されていたのであるが、この子が世帯主の資産を相続することになった。しかしながら、その子は未成年者のため後見人となった世帯主の弟によって引き続き養育されることになった。

最近になって上記資産が売却され、相当多額の金の子の手に入ったが、この場合の措置はどうしたらよいか。

(答) 設問の場合は資力があるにもかかわらず保護を受けていたのであるから、世帯主及び妻は法第 63 条の規定による費用返還義務を負うものであり、これらの者の相続人である子はこの費用返還義務をも相続するものである。

民法(抄) (明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)

(相続の一般的効力)

第 896 条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

○ 保有が認められた資産の譲渡の場合

問 13-13

費用返還義務の相続—その 2

(問) 単身の被保護者が死亡し、その者の居住のために必要なものとして保有を認めていた家屋が相続された。この場合、相続人に対し法第 63 条の規定による費用返還の請求はできるか。

(答) 法第 63 条の規定による費用返還義務は、保護受給中において保有を認められていたものについては及ばないと解される。したがって、被保護者には費用返還義務はなく、相続人にもこの返還義務はない。

(4) 債務を負担している被保護者に保護を開始した案件
(ケース番号 7827 継続案件)

ローン付き住宅保有者からの保護申請についての取扱いは次のとおりである。

保護の実施要領(次官通知)問第3-14 ローン付き住宅保有者から保護申請があった場合の取扱いについて、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない」としている。

また、問答集(課長通知)問3-9においては、「一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、保有を認め保護を適用して差し支えない」としている。

保有が認められる場合の住宅ローンの一応の目安として、福島県保健福祉部生活保護問答集3-2に「期間5年程度、金額が生活扶助基準の15%以下、残額が300万円以下」となっている。

新規申請時のケース記録(H28.12.28)に「消費者金融に200万円の債務があるが破産手続きはしていない」という内容の記載があるが、その後の状況についてケース記録に何も記載がない。

その後の状況を地区担当員に確認したところ、現時点(H29.11.6)でも200万円の債務があり、破産手続きも行われていないという回答があった。なお、訪問時に弁護士等に相談するように指導はしていたが、ケース記録に記載することを失念していたという回答があった。

債務があることを認識してから約1年が経過しているが、何も手続きが進んでいない。

【意見】

受給する保護費から消費者金融の債務を返済することになれば問題があるため、法テラスへの相談を促し、早期に負債の整理を進めるべきである。場合によっては債務整理により過払金を得ることもあるがその場合には収入認定することになる。

また、被保護者に対して面談時に指導をしているのであればその内容をケース記録に記録として残す必要がある。

さらに、消費者金融の負債がある者に対して保護開始した場合には、保護開始後も定期的に債務の状況を把握し保護費を債務の返済に充てられていないか確認することが必要である。

ケース記録（H28.12.28 新規申請に伴う実態調査）には、「負債 消費者金融Aに200万円。破産手続きはしていないとのこと」という記載がある。

また、相談記録票（H28.12.28）にも「負債 有 200万（消費者金融A）」という記載がある。

さらに、資産申告書（H28.12.28）に「負債 2,000,000 消費者金融A」という申告がある。

その後、資産申告書（H29.7.5）には「負債 なし」という申告があるが、新規申請時に把握した負債200万円がどうなったのかケース記録には記載がない。

地区担当者が消費者金融Aに確認した結果、負債がないことを確認したのかどうかも不明である。

地区担当者にヒアリング実施（H29.11.6）した結果、現時点でも200万円の負債があり現状は何も変わらないという回答があった。また、自宅訪問時に弁護士への相談を促しているがケース記録には記載し忘れていたという回答もあった。さらに、次回訪問時には法テラスへの相談を改めて促すということであった。

なお、消費者金融Aに対する残高照会、消費者金融Aから届いた書類の確認などを地区担当者は行っておらず、正確な残高、保護費が充当されて負債残高が減っていないかなど確認していなかった。

負債残高などを確認していないのは、保護費の計算には影響がないためということだった。

債務がある者に対して給付する保護費が債務返済に充てられることは許されないことであるので、債務の状況について確認の上、その結果をケース記録に記載すべきであり、債務がある場合には債務整理、自己破産の手続きを指導して早期に整理すべきである。

V 扶養義務の取扱いについて

1 扶養義務者について

〔次〕第5

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと

〔同〕第5

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

〔相対的扶養義務者との特別の事情〕

問 (第5の1) 局長通知第5の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、

この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

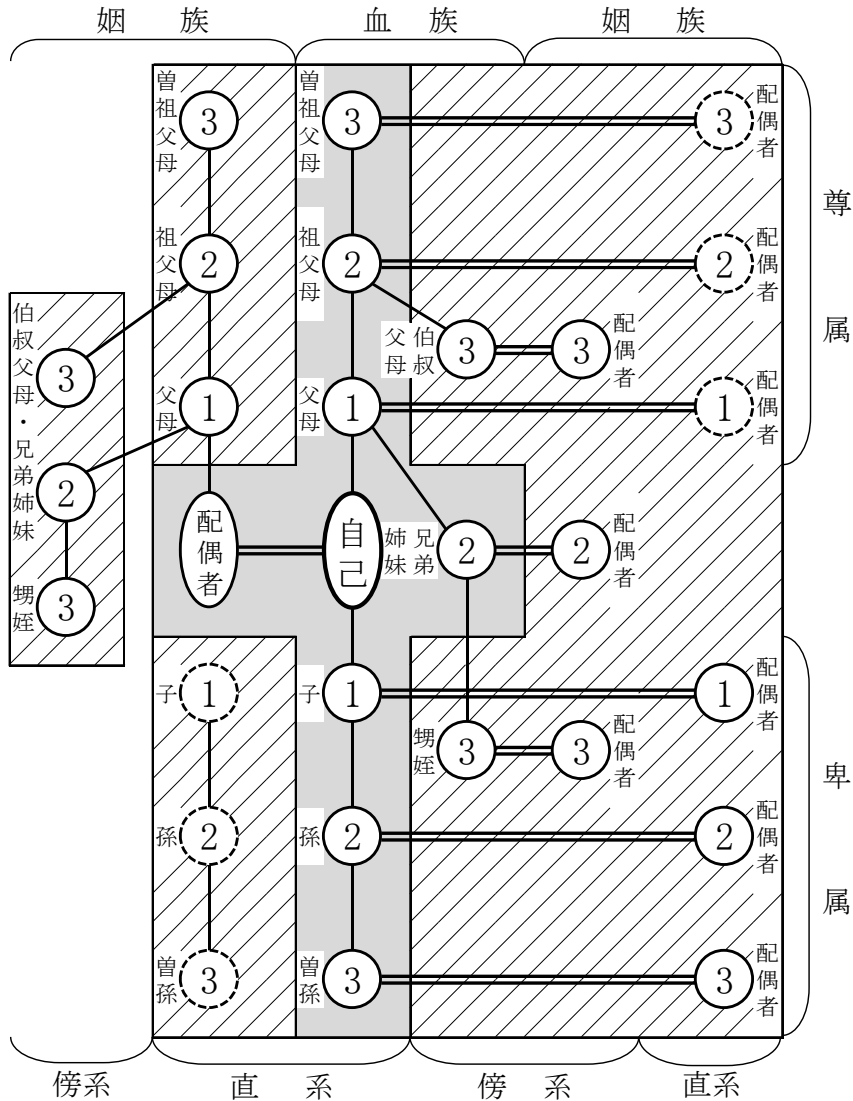
わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合にはそれぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合

☐ 第 5-1-(1)-イ-(イ) 相対的扶養義務者との特別の事情

(2) 扶養義務者の範囲、次表のとおりであること。

親族表



- 絶対的扶養義務者(民法第877条第1項)
～直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。
- 相対的扶養義務者(民法第877条第2項)
～家庭裁判所は、特別の事情があるときは前項(絶対的扶養義務者)に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

- ① 配偶者は、継親の場合等であること。
- 子①は、先夫の子、後妻の連れ子等である。
～両者とも、相続税法上は、養子縁組をすることにより実親、実子と同じ権利がある。

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

- (1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

〔扶養能力の判断〕

問（第5の3） 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

〔明らかに扶養義務の履行が可能と認められる扶養義務者〕

問（第5の5） 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立を行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

局 第5-3 扶養義務者への通知

局 第5-4-(1) 扶養義務者が扶養を履行していない場合

局 第5-2 扶養能力の調査

2 扶養届の記載内容について

- (1) 照会のあった者について、扶養するか、できないか。
 - 扶養する場合は、扶養開始時期、扶養の方法・程度（金銭、物品、引き取り、その他）を記載する。
 - 扶養できない場合は、扶養できない理由を記載する。
- (2) 回答者の世帯について
 - ① 家族構成（氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額）及び照会のあった者について税法上の扶養控除を受けているか、若しくは家族手当を受けているか。
 - ② 資産の状況（家屋、土地等）
 - ③ 負債の状況（住宅ローン等）
 - ④ 健康保険等の加入状況

監査した結果、継続案件のうち扶養義務者が扶養し保護廃止のケースは下記 2 件だけであった。

- (1) ケース番号 7306 母子世帯
平成 28 年 12 月 27 日、実母が扶養届出書を提出し、保護廃止となった。具体的な支援の内容及び頻度として、「母である私が引き取ります。」
- (2) ケース番号 7763 母子家庭
世帯主より、改めて他県在住の男性と結婚し、一緒に他県で暮らす旨の報告があった。他県在住の男性は子どもの実父と思われる。

【意見】

扶養義務者からは、金銭的援助は可能か、精神的支援は可能か、緊急時対応可能かについて返答を得ている。しかしながら、ほとんどの場合は金銭的援助不可となっている。被保護者の被相続人（例えば父、母等）の財産については資産の状況を記載させているが根拠となる名寄帳などが添付されていないので十分とは言えない。相続が発生し、被保護者が相続人となる場合、法第 63 条の費用の返還にもあるように相続財産は市に返還させられる。したがって、相続人間では要保護者に財産を相続させないことも考えられる。このため、扶養義務者、特に推定相続人に知らせておく必要がある。法第 63 条の債権のうち、相続を原因とするものは概ね法定相続割合を相続しているものと思われるが、ケースワーカーは、相続税法の知識を身に付ける必要がある。

○ 相続人

大家族社会から核家族化した現代においては、扶養義務者に協力をお願いしても、最低生活費の水準を見てもわかるように 60 歳～69 歳の生活扶助は第Ⅰ類月 32,890 円、第Ⅱ類月 34,420 円、住宅費の扶助は 30,000 円である。これだけでも 97,310 円かかり、扶養義務を果たすのは困難と思われる。

扶養義務者に兄弟姉妹がいる場合、民法上の相続という観点からは、兄弟姉妹が死亡して他の兄弟姉妹に相続権があるのは、父母が死亡しかつ死亡した兄弟姉妹に子供がいない場合のみである。

民法に定める相続人となる者は、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹であり、その相続順位は、次のとおりとされている（民法第 886 条以下）。

- ① 第 1 順位の相続人は、子（相続開始以前に既にその子が死亡しているとき、または相続権を失ったときは、代襲相続人であるその者の子または孫となり、胎児がある場合には、その胎児は既に生まれたものとみなされ相続権を有することになる。ただし、死産のときは、この適用はない。）となる。
- ② 第 1 順位の子が 1 人もいない場合には、直系尊属が第 2 順位の相続人となる。
- ③ 子、直系尊属共にいない場合には、兄弟姉妹（相続開始以前に既にその兄弟姉妹が死亡しているとき、または相続権を失ったときは、代襲相続人であるその者の子が相続人となる。）が第 3 順位の相続人となる。
- ④ そして、配偶者は、常にこれらの者と同順位で相続人となる。

なお、ここでいう配偶者とは、民法第 739 条の規定による婚姻の届出をした夫または妻をいうので、内縁関係にある夫または妻は含まれない。また、配偶者には代襲相続が認められていないので、先妻（夫）や後妻（夫）の子は、代襲相続人とはならない。そのほか、胎児については上記①で説明したとおりだが、これに対する相続税の取扱いは、相続開始のときにはその胎児がないものとして相続税を計算し、その後胎児が出生したときに、更正の請求等によって納付すべき相続税額の清算をすることができるようにしている。

○ 法定相続分

法定相続分とは、相続人が被相続人から財産を承継する際の原則的な相続分であり、民法第 900 条「法定相続分」、第 901 条「代襲相続人の相続分」では次のように定められている。

- ① 相続人が配偶者と子の場合
～配偶者及び子がそれぞれ 1/2
- ② 相続人が配偶者と直系尊属（父母や祖父母など）の場合
～配偶者は 2/3、直系尊属は 1/3

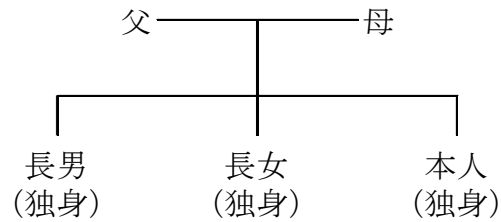
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹である場合
～配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4
- ④ 子、直系尊属または兄弟姉妹が2人以上ある場合には、各自の相続分は均等となる。ただし、父母の一方のみが同じである兄弟姉妹の相続分は、父母の双方が同じである兄弟姉妹の相続分の1/2となる。
- ⑤ 相続人となる子又は兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡していた場合や、相続権を失った場合に、その人に代わって相続人となる代襲相続人の相続分は、その人の直系尊属が受けるべきであった相続分と同じ相続分となる。この場合に代襲相続人が2人以上ある場合には、各自の相続分は均等となる。なお、兄弟姉妹の代襲相続人は、兄弟姉妹の子に限られる（民法第889条第2項）。

3 相続関係

監査の結果、相続の知識が必要と思われる案件は次のとおりである。

(1) 法第 63 条関係綴

139 頁 ケース番号 2310 1,233,336 円



H17. 7. 28 父が死亡 相続人：母、長男、長女、本人

H18. 12. 27 長男が死亡 相続人：母

H24. 5. 11 長女が死亡 相続人：母

H26. 9. 14 母が死亡 相続人：本人 129,008,598 円相続（保護廃止）

法第 63 条の関係で詳述

163 頁 ケース番号 1624 3,422,700 円

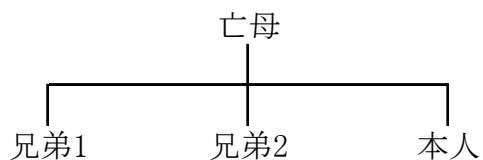
～法定相続分 1/4 4,813,368 円収入

172 頁 ケース番号 2499 218,514 円

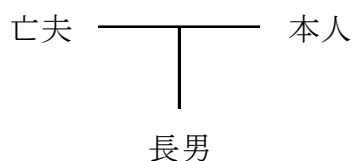
～相続人関係は不明だが成年後見人がいる。成年後見人は法定相続割合を請求することが多い。

162 頁 ケース番号 3675

～亡き母の土地、預金残高を 3 人で分ける。



276 頁 ケース番号 7680



亡夫の居住用財産は妻である本人が相続したが売却し、本人が土地分を収受し、建物分は亡夫の医療費がかかったと言ひ長男が収受した。

254 頁 ケース番号 7756 1,044,181 円

～1,045,045 円相続 → 諸経費を引いて 1,044,181 円

長兄が死亡。長兄に妻はいるが子どもがないため、その他兄弟と本人が相続人となり、妻は 3/4、兄弟は 1/4 を 6 人で分ける。

(2) 法第 78 条関係綴

通し番号 56 ケース番号 7522

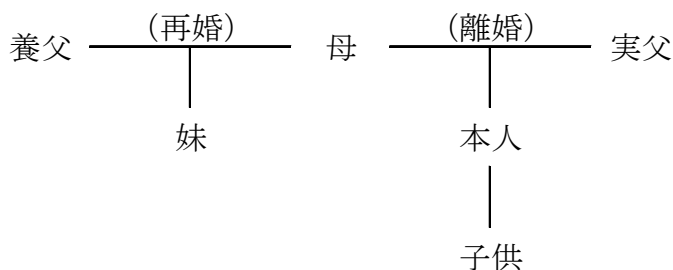
～母が死亡で相続人は本人及び妹の 2 人

亡母の遺産 4,207,452 円

必要経費 594,510 円

3,612,942 円

(3) その他



本人は養父の持っている貸家に無料で居住するので家賃がかからない。

母が再婚しても、法律上は本人は養父の子どもにはなれないが、養子となれば実子と見なされる。

VI 生活保護費の費用返還及び費用徴収について

被保護者が窮迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、資力（収入）が発生したときはその受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還する義務がある（法第 63 条による返還）。ただし、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては費用の徴収を行う（法第 78 条による徴収）。

本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要である。

平成 24 年 7 月 23 日付け厚労省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」による各取扱いについては下記のとおりである。

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

自立更生(1) 返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添 1 の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施期間が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得な

い事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限りに同様に取扱いして差しつかえない。)

- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

【次】生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入認定の取扱い（概要）

収入として認定しないものの取扱い

- ・ 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関に事前の承認があるものであって、現実に当該貸付の趣旨に即し使用されているものに限ること。
- ・ 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更正のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

【課】生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

問第8の40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

- (1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費
 - (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費
 - ア 当該経費が、事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - イ 当該経費が、医療に充てられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額
 - ウ 当該経費が、介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - エ 当該経費が、家屋補償、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
 - オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
 - (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額
 - (イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額
- ～以下略～

自立更生費の具体的事例は次のとおりである。

○ 自立更生費用としての電動機付自転車
(ケース番号 6020 法第 63 条ファイルNo.156)

世帯主が交通事故に遭遇し示談を交わし慰謝料が支払われたが、世帯主及び支援団体が来所し、慰謝料の一部を自立更生の費用にあてたいことから収入として認定しないでほしいとの要望があった案件であり、経緯は次のとおりである。

平成 28 年 3 月 6 日 PM2 : 20 頃、世帯主は自宅から近所のスーパーへ向かうべく、自転車で国道の歩道を南下していた。その途中、市道から国道に左折しようとした老夫婦 2 人の乗車した普通自動車が見落とし接触したものである。両者ともスピードを出していなかったことから、世帯主は転倒することもなかった模様で、事故後は警察の現場検証の後お互いの連絡先を交換して別れたとのこと。

その後、事故日の夜より体が痛み出し、特に腕・首・ふくらはぎの痛みがひどく事故翌日から約 2 か月の間に 57 回にわたり整形外科で治療を受けることになった。治療については終了したが、完治したとの認識はなく、これ以上の改善は見込めないと思えたため、治療を終了し、事故相手方との示談も応じることとなった。

示談完了後、世帯主と支援団体会長の連名で「交通事故慰謝料の収入認定に対する要望書」が提出された。

ケース診断会議の結果、慰謝料 367, 590 円のうち、自立更生のための費用として 329, 763 円が認められ、電話代等の経費 9, 963 円を控除し、法第 63 条による返還額は 27, 864 円である。

自立更生のための費用として返還額から控除された額

費目	申請額
電動機付自転車	107, 656 円
体組成計	5, 616 円
首マッサージャー	9, 180 円
ガスコンロ	19, 980 円
布団	18, 000 円
布団カバー	6, 800 円
BOX シーツ	9, 000 円

カーテン	11,600 円
レースカーテン	7,400 円
カーテン	8,700 円
レースカーテン	5,550 円
リビング用ソファ	71,897 円
クリーナー	36,720 円
扇風機	11,664 円
合計	329,763 円

課内の診断結果によると、上記は自立更生のための費用として認められ、シーリングライト、ダイニング3点セット、通院タクシー代（休診日に誤って通院した分）は自立更生費としては否認されている。

生活用品としてのオートバイ及び原動機付自転車の保有については、「生活保護手帳別冊問答集（2016）」問3-23で以下のとおり答がある。

総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

- ① 当該オートバイ等が現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- ② 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
- ③ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- ④ 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

【意見】

上記費目すべてについて自立更生の費用と言えるかは社会通念上疑問である。恣意性が介入しないように「自立更生」について具体的に定義付けをしておく必要がある。

2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

(1) 適用の基準

法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文章による指示をしたにもかかわらず、被保護者がこれに応じなかったとき。
- ② 届出又は申告に当たり、明らかに作為を加えたとき。
- ③ 届出又は申告にあたり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。
- ④ 課税調査等により当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき。

(2) 不正受給に対する徴収金への加算

法第 78 条第 1 項又は第 3 項により、不実の申請その他不正な手段により保護若しくは就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100 分の 40 を乗じた額以下の金額を加算して徴収することができることとしている。

当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。

- ① 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ② 過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

(3) 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を費消したうえ、引き続き保護を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、これに加えて、保護の実施機関が当該被保護者の

生活の維持に支障がないと認めた場合)には、当該保護者に対して保護金品の交付をする際に当該申し出に係る徴収金を控除して徴収することができることとしている。

課長通知によれば、「生活の維持に支障がない」場合として、具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限とされている。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

【意見】

納付書等により返還を求める場合には上限額を設けていないので、保護金品と調整する場合も上限を設ける必要はないと思われる。

(4) 生活保護に関する不正事案への対応について

平成26年4月1日付け厚労省社会・援護局保護課長通知「生活保護に関する不正事案への対応について」の概要は下記のとおりである。

生活保護に関する不正事案について、対応を放置することは、制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがねず、厳正な対応が必要であり、そのことは、「社会保障審議会生活困窮者の支援のあり方に関する特別部会報告書」(平成25年1月25日)においても指摘されているところである。

これらも踏まえ、生活保護の不正事案については、生活保護法を改正し、これに対応する罰金の上限額を現行法の30万円から100万円に引き上げる等、諸種の方策を講じることとした(改正法の施行は平成26年7月1日)。

さらに、今般、不正事案への告訴等を行う場合の対応について、下記のとおりとするので、御了知の上、必要に応じ各都道府県警察と情報共有いただきつつ、一層厳正な対応を行うよう配慮されたい。

今般、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準(目安)について、既に地方自治体が独自に定めている具体的判断基準を参考に、当方で以下のとおりまとめた。

○ 次のいずれかに該当するものであること

① 不正受給金額が高額である

(高額であることを理由に告訴等を行う基準としては、100万円以上を目安としている自治体が多い。)

- ② 収入等に関する提出書類に意図的に虚偽を記載する、又は偽造、改ざんをするなど悪質な手段を講じている
- ③ 不正受給期間が長期にわたる
(長期にわたることを理由に告訴等を行う基準としては、1年以上を目安としている自治体が多い。)
- ④ 生活保護制度の趣旨に反した用途のために不正受給を行ったものである
(ギャンブル、浪費等)
- ⑤ 過去にも不正受給をした事実がある
- ⑥ 告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みが無い
(費用徴収に応じない等)
- ⑦ その他特に悪質であると認められる事実がある
(複数の福祉事務所で重複して不正受給している等)

【意見】

郡山市は告訴等をしていない。その理由として、告訴する場合膨大な資料作成を必要とし、時間的余裕がない、ケースワーカーとして支援してきた被保護者を告訴することに違和感がある、刑務所に入所しても出所後対応が必要となる。

しかし、このままでは不正を見逃してしまうことになり、生活困窮者だからと言って不正を行っていいものではない。ケースワーカーの時間的余裕がない、支援してきた者を告訴するという心情面を考えると、告訴するチームを作っておく必要がある。

3 法第 63 条による返還一覧表

法第 63 条債権の主な内訳は次のようになっている。

(1) 年金及び過年度年金の遡及分	36 件	16, 126, 909 円
(2) 保有が認められない自動車の売却収入	11 件	135, 233 円
(3) 自動車事故による損害賠償金	25 件	14, 489, 551 円
(4) 相続財産等の収入	4 件	5, 918, 731 円

番号	返還額 (円)	理 由
1	2, 169	保護開始申請時手持金
2	26, 100	国保税還付、自動車売却、自動車税還付
3	7, 310	国保税、介保還付
4	5, 272	国保高額療養費
5	1, 900	国保税還付、母の後高保還付
6	3, 500	介保還付
7	16, 750	企業年金の遡及年金
8	83, 540	その他控除、障害者加算過支給
9	14, 350	厚生年金、退職共済年金
10	87, 179	妻の厚生年金
11	13, 082	後高保還付、高額介護サービス費
12	434, 700	火災共済金
13	105, 900	自己負担すべき医療費未払分
14	25, 224	厚生年金
15	23, 590	国保高額療養費
16	60, 412	高額介護サービス費、重度心身障害者医療費助成金
17	30, 000	自動車売却
18	22, 347	賞与収入認定残額
19	330, 848	未支給の給与
20	2, 900	国保税還付金
21	54, 878	後高保還付、高額療養費、介保還付金、扶助費過剰支給
22	515, 200	障害年金の遡及年金、収入認定差額
23	196, 080	児童扶養手当
24	11, 200	国保税還付金
25	15, 034	申請時手持金の最低生活費 5 割超過額
26	16, 100	企業年金

27	18,150	遡及分厚生年金
28	62,248	交通事故賠償金
29	52,170	重度心身障害者医療費助成金、生命保険解約返戻金
30	136,853	後高保還付、亡夫高額療養費、亡夫未支給年金
31	3,264	後期高齢者高額療養費
32	6,700	国保税還付金
33	4,200	児童扶養手当収入認定差額
34	4,850	生命保険解約返戻金
35	247,665	遡及分厚生年金
36	9,700	交通事故賠償金
37	2,493	就学奨励費
38	538,160	長男の児童扶養手当遡及分
39	678,486	厚生年金遡及分、退職共済年金遡及分
40	257,440	障害年金遡及分及び定期分
41	910,651	障害年金遡及分
42	30,000	保護開始時手持金
43	1,400	国保税還付金
44	4,311	就学奨励費
45	3,020	介保還付
46	2,400	国保税還付金
47	1,423,591	厚生年金
48	232,813	生命保険解約返戻金
49	7,100	国保税還付金
50	600	後高保還付金
51	61,233	特別支給の厚生年金遡及裁定分
52	25,635	国保税還付金、給与収入
53	28,165	重度心身障害者医療費助成金、高額療養費
54	1,598,771	厚生年金遡及分
55	37,200	国保税還付金
56	27,500	共済解約返戻出資金
57	5,400	国保税還付金
58	6,030	介保還付金
59	1,643,033	障害年金遡及分
60	2,053	後期高齢者高額療養費
61	15,000	自動車売却

62	558,120	児童扶養手当
63	6,305	自動車売却、高額療養費
64	1,400	母の後高保還付金
65	2,600	国保税還付金
66	5,000	自動車売却
67	2,500	重度心身障害者医療費助成金
68	1,550	生命保険解約返戻金
69	162,045	労災休業補償給付金
70	33,350	母の支援給付支給額の収入認定差額
71	4,800	国保税還付金
72	6,345	県営住宅還付金
73	209,029	厚生年金遡及分
74	8,820	国保税還付金、介保還付金
75	47,791	保護開始時手持金
76	15,270	国保税還付金、介保還付金
77	37,948	交通事故賠償金
78	3,300	国保税還付金
79	700	後高保還付金
80	5,260,499	交通事故損害賠償金
81	100,000	児童手当
82	23,873	国保税還付金、高額介護サービス費
83	267,100	入院共済金
84	193,894	企業年金
85	2,500	重度心身障害者医療費助成金
86	4,800	国保税還付金
87	1,000	後高保還付金
88	162,500	障害年金
89	93,566	厚生年金
90	500	後高保還付金
91	65,008	障害年金
92	68,556	傷病手当
93	300,000	未払賃金
94	10,000	信用金庫出資金
95	500	後高保還付金
96	395,553	厚生年金遡及分

97	170,560	児童扶養手当
98	306,540	国民年金保険料還付金
99	223,513	国民年金遡及分
100	219,722	障害年金、厚生年金
101	665,162	厚生年金遡及分
102	4,500	国保税還付金
103	201,000	農協出資金
104	10,344	高額療養費還付金
105	11,864	保護開始時手持金
106	220,500	企業年金遡及分
107	5,400	自動車売却
108	15,485	国民年金遡及分
109	19,628	後高高額医療費還付金、高額介護サービス費給付金等
110	6,000	臨時福祉給付金
111	39,200	企業年金
112	4,325	企業年金
113	27,715	交通事故賠償金
114	8,400	交通事故賠償金
115	3,020	介保還付金
116	16,800	交通事故賠償金
117	4,200	国保税還付金
118	10,140	後高保還付金、介保還付金
119	227,446	生命保険解約返戻金
120	400	後高保還付金
121	113,088	生命保険解約返戻金、後高保還付金
122	13,263	企業年金
123	11,033	保護開始時手持金
124	47,800	国保税還付金
125	1,073,763	厚生年金遡及分
126	2,592	厚生年金収入認定差額
127	2,700	国保税還付金
128	53,923	給与
129	895,530	特別支給の厚生年金、障害年金
130	20,694	保護開始時手持金
131	11,600	葬祭互助会解約返戻金

132	203,045	厚生年金遡及分
133	11,200	事故賠償金
134	42,000	交通事故賠償金
135	1,400	国保税還付金
136	2,800	厚生年金収入認定差額
137	2,147	後高高額療養費還付金
138	156,364	生命保険の年金
139	1,233,336	遺産相続金
140	15,860	高額療養費還付金
141	18,539	高額療養費還付金
142	3,700	介保還付金
143	26,213	高額医療合算介護サービス費給付金
144	5,573	保護開始時手持金
145	110,470	生命保険解約返戻金
146	285,264	厚生年金遡及分
147	300	企業年金
148	30,000	交通事故賠償金
149	106,020	交通事故賠償金
150	1,400	国保税還付金
151	63,099	厚生年金
152	1,200	後高保還付金
153	5,880	長女のひとり親家庭医療費助成金
154	6,800	国保税還付金
155	84,000	交通事故賠償金
156	27,864	交通事故賠償金
157	800	国保税還付金
158	71,000	援助収入
159	34,467	後高高額療養費給付金、臨時福祉給付金、後高保還付金
160	135,240	交通事故賠償金
161	18,590	土地売却
162	332,979	障害年金遡及分
163	3,422,700	遺産相続金
164	273,774	生命保険解約返戻金
165	265,000	児童扶養手当遡及分
166	36,747	厚生年金遡及分

167	28,260	国民年金遡及分
168	85,000	交通事故賠償金
169	6,280	自賠償保険解約返戻金
170	24,568	自動車売却
171	400	生命保険解約返戻金
172	218,514	遺産相続金
173	1,200	企業年金遡及分
174	13,820	申請時手持金の最低生活費 5 割超過額
175	130,608	厚生年金
176	950,369	交通事故に係る後遺障害慰謝料
177	87,494	生命保険解約返戻金
178	18,130	母の介保還付金、後高保還付金
179	56,760	交通事故賠償金
180	1,600	後高保還付金
181	37,230	火災共済解約返戻金
182	14,770	厚生年金遡及裁定分
183	744	全労済出資金
184	298	就学奨励費
185	598,563	生命保険解約返戻金、後高保還付金、高額医療費他
186	104,979	高額療養費
187	9,200	自動車売却
188	9,600	国保税還付金
189	11,500	国保税還付金
190	138,329	企業年金
191	51,590	後高保、国保税還付金、重度心身障害者医療費助成金
192	56,400	交通事故賠償金
193	34,671	就学奨励費、ひとり親家庭医療費還付金、高額療養費
194	393,933	東京電力営業賠償金
195	2,622	高額療養費、後高医療還付金
196	8,780	亡母の後高保還付金、介保還付金
197	1,600	後高保還付金
198	3,200	後高保還付金
199	2,938,201	厚生年金過去分
200	33,323	次女の次女の就労収入
201	231,440	高額療養費

202	325,040	障害年金遡及分
203	2,500	国保税還付金
204	880	ひとり親家庭医療費助成金
205	8,939	就学援助費、国保税還付金
206	62,391	高額療養費
207	486,156	国民年金遡及裁定分
208	3,760	原付バイク売却、自賠責保険解約返戻金
209	576,162	国民年金遡及分
210	33,634	企業年金
211	24,000	住宅扶助過支給
212	5,000	自動車売却
213	53,590	厚生年金遡及分、退職共済年金遡及分
214	3,370	高額療養費還付金
215	285,600	交通事故賠償金
216	21,781	保護開始時手持金
217	18,427	介保還付金、後高保還付金、高額療養費還付金
218	22,599	特別支給の厚生年金遡及分
219	2,760	妻の重度心身障害者医療費助成金
220	6,700	国保税還付金
221	900	後高保還付金
222	3,051	保護開始時手持金
223	158,906	特別支給の厚生年金
224	39,850	重度心身障害者医療費助成金
225	9,753	高額介護サービス費
226	415	保護開始時手持金
227	130,016	障害年金遡及分
228	2,218	保護開始時手持金、後高保還付金
229	11,800	国保税還付金
230	200,000	交通事故損害賠償金
231	77,475	亡母の未支給年金
232	157,734	高額療養費
233	24,439	企業年金
234	6,000	自動車売却
235	10,300	国保税還付金、父の商工信組出資金
236	585	長女の生命保険解約返戻金

237	1,618	厚生年金
238	25,000	自動車売却
239	75,600	交通事故損害賠償金
240	11,800	国保税還付金
241	1,765,408	交通事故損害賠償金
242	92,400	国保税還付金
243	360,248	企業年金遡及分
244	414,400	企業年金遡及分
245	8,898,180	交通事故損害賠償金
246	6,800	就労収入
247	37,435	後高保還付金、高介サ費、重度心身障害者医療費助成金
248	19,500	企業年金遡及分
249	13,600	企業年金
250	8,700	国保税還付金
251	246,292	厚生年金遡及分
252	72,000	企業年金遡及分
253	496,888	建物厚生保険解約返戻金
254	1,044,181	遺産相続金
255	9,631	厚生年金遡及分
256	1,500	母の後高保還付金
257	1,019,018	厚生年金遡及分
258	18,429	高額療養費
259	11,500	国保税還付金
260	2,416,095	厚生年金遡及分
261	227,473	厚生年金遡及分
262	2,600	国保税還付金
263	24,860	葬祭互助会解約返戻金
264	448,790	国民年金遡及分
265	281,182	厚生年金遡及分
266	109,400	交通事故賠償金
267	2,936	特別支給の厚生年金遡及分
268	1,200	後高保還付金
269	346,167	自動車売却、後高保、介保還付金、生命保険解約返戻金等
270	21,341	高額療養費、臨時福祉給付金

271	241,185	高額療養費、高介サ費
272	60,320	障害者加算過支給分
273	38,426	特別支援教育就学奨励費
274	5,400	国保税還付金
275	8,400	交通事故賠償金
276	1,251,850	土地売却
277	150,000	交通事故損害賠償金
278	17,497	警察共済年金
279	1,132	特定疾患患者医療費還付金
280	10,000	商工信組出資金
281	314,017	障害年金
282	1,100	後高保還付金
283	2,400	妻の後高保還付金
284	200	国保税還付金
285	4,936	高額療養費、重度心身障害者医療費助成金
286	389,440	障害年金遡及分
合計	60,063,375	

【意見】

法第63条の債権は、法第78条にする債権のように保護金品と相殺して返還する規定がないため保護金品は支給し、法第63条の債権は納付書により支払ってもらっている。金額が小さい場合は、相殺したほうが事務費の削減になる。相殺できるような制度ができるようにしたほうがよいと思われる。

(1) 年金及び過年度年金の遡及分

法第 63 条により返還請求を求めているもののうち、資力の内容が年金遡及分となっているものが多数ある。40 万円を超える者は次のとおりである。

番号	返還額 (円)
22	515,200
41	910,651
47	1,423,591
54	1,598,771
59	1,643,033
101	665,162
125	1,073,763
199	2,938,201
207	486,156
209	576,162
257	1,019,018
260	2,416,095

その他に年金の調整分が多数ある。

被保護者の年金収入や勤労収入があればその分を保護費から控除して保護費が支払われる。それらの報告が遅れると法第 63 条の債権となり、保護費は支給済であるので納付書により支払うことになる。保護開始時点で保有を認められず活用すべき資産とされたものの処分による収入は過年度支給分の保護費に充当されるため、納付書により納付する。資産収入が過年度の保護費を上回る場合は、その上回る分はそのときの収入とされ、保護費から控除されたり金額が大きい場合には保護の停止、廃止ということになる。

生活困窮者が年金受給年齢に達している場合に、年金の支給を受けないことに違和感を覚える。しかしながら、生活に困窮すると情緒不安になったり、正常な判断ができなくなったりする（情緒不安定な心理状況）ことも考えられる。公営住宅家賃や給食費などについて代理納付が認められているのは、実費を受給していながら納付を忘れる滞納問題があると思われる。これらは生活困窮者の不安定な心理状況のためと思われる。

【意見】

年金の過年度遡及分については、金額も大きくなり保護開始前に調査すべきものと思われるが、保護期間中に年金過年度遡及分が判明したときは、市が代理受領できる制度の創設が望まれる。

保護を開始する場合や年金等の変更がある場合は、生活困窮者の不安定な心理状況を考慮し、要保護者や被保護者と年金事務所や国民年金担当課に同行して年金の情報を確認し、過年度年金遡及分があるならばその場で手続きをさせ、金額によっては社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の緊急小口資金の融資を紹介し、間に合うようなら保護を開始すべきではない。法第 63 条債権は、資産はあるが換金できない資産なので保護をしておいて、換金できたときに保護費を返還してもらう制度である。過年度年金遡及分を確認しない保護の開始は本趣旨に反する。

○保護開始時の特別支給の老齢厚生年金受給について

(ケース番号 7116 法第 63 条ファイル No.199)

ホームレス状態で発見され、資産調査でも年金事務所より住所相違、職歴不明のため、本人特定ができないと回答された。平成 26 年 11 月 20 日保護を開始した。保護開始時の年齢は 62 歳であった。

平成 26 年 12 月 26 日、住民票を移動し年金加入記録の訂正をしてきた。国民年金 0 月と厚生年金 318 月で合計 318 月。年金受給見込額 653,100 円/年(厚生年金) 65 歳時 1,152,000 円/年(厚生年金+国民年金)。被保護者は 65 歳到達時に年金を請求し、自立したい考えである。65 歳になった平成 29 年 1 月に特別支給の老齢厚生年金遡及分が 3,121,500 円入金となり、返還対象となる保護費 2,938,201 円について法第 63 条に基づく費用返還を求めている。

【指摘事項】

生活保護制度は、今ある資力を使用しても足りない分を扶助する制度であるので、平成 26 年 12 月、年金受給が判明した段階で特別支給の老齢厚生年金遡及分を請求すべきであった。ちなみに、この年金は 60 歳から受給しても 65 歳からの年金額に変更はない。

【意見】

年金受給権の時効(5年)、被保護者が遡及年金を請求する前に死亡した場合などを考えると、年金収入を漏れなく把握する手段を検討する必要がある。

ある。

年金事務所に要保護者とケースワーカーが同行し、年金支給日、年金額、過年度遡及金などを把握する必要がある。

(2) 保有が認められない自動車の売却収入

自動車について、課長通知によれば下記のとおりである。

第3「資産の活用」

問 9 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価格が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

オートバイについては、生活保護手帳別冊問答集問 3-23「オートバイ及び原動機付自転車の保有」として下記のようにある。

(問) 生活用品としてオートバイ及び原動機付自転車の保有は認められるか。

(答) 総排気量 125 cc を超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって、生活用品としての保有は認められない。

総排気量 125 cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

- 1 当該オートバイ等が現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- 2 保有を認められても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
- 3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- 4 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

自動車の保有は公共交通機関がなく、就労が条件として保有が認められ、一般的には保有は認められない。保有を認められないと処分して収入はこれまでの保護費と相殺され、保護廃止後に自動車を処分した場合となっても処分金は市に返還する必要がある。

交通事故による損害賠償金も法第 63 条債権に多数あり、生活保護受給者の交通事故に遭う確率が高いと思われる。被保護者の情緒不安定及び判断能力の衰えが原因とも考えられる。

なお、一般財団法人自動車検査登録情報協会発表「自家用乗用車（登録車と軽自動車）の世帯当たり普及台数」（平成 29 年 8 月 15 日）によると、平成 29 年 3 月 31 日現在の全国平均、福島県、東京都の保有台数、世帯数、世帯当たり普及台数は下記のとおりである。

	保有台数	世帯数	世帯当たり普及台数
全国平均	61,018,814 台	57,477,037 世帯	1.062 台
福島県	1,218,677 台	779,244 世帯	1.564 台
東京都	3,110,817 台	6,994,147 世帯	0.445 台

※ 福島県は普及台数全国 9 位、東京都は最下位となっている。

【意見】

公共交通機関があっても利用者も少なく運行回数が少なかったりする。処分金額も小さく就労を条件としないで 125 cc以下のオートバイ及び原動機付自転車と同様の就労を条件としない扱いとすべきと思われる。

(3) 自動車事故による損害賠償金

交通事故賠償金による返還額のうち金額の大きいものは8,898,180円（法第63条ファイルNo.245）と5,260,499円（同No.80）があり、この2件は被保護者の交通事故に伴う第三者行為求償に係る損害賠償請求であり、郡山市が保護受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得し直接保険会社に請求している。

第三者行為求償に係る損害賠償請求とは、平成26年4月18日社援発0418第354号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護制度における第三者行為求償事務について」において下記のとおり通知がある。

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行に伴い、今後、第三者行為を原因とする負傷等に対して医療扶助又は介護扶助の給付があった場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第76条の2の規定に基づき、当該給付に係る費用の限度において生活保護受給者が有する損害賠償請求権を代位取得することとなり、その加害者及び当該者が加入する損害保険会社等に対し、求償を行うことができることとなる。

～略～

生活保護制度における第三者行為求償事務の取扱要領

第1 趣旨

自動車による交通事故等の第三者行為に関し、地方自治体が生活保護法第76条の2の規定に基づき、生活保護受給者が加害者又は当該者が加入する損害保険会社等（以下「第三者」という。）に対して有する損害賠償請求権を取得した場合において、地方自治体と加害者又は自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）若しくは任意の対人賠償保険（以下「任意保険」という。）の損害保険会社等との間の損害賠償額等についての照会、回答の方途の一例を示し、地方自治体における求償事務の円滑な処理を図ろうとするものである。

第2 生活保護法第76条の2の規定の効果

生活保護受給者が第三者行為被害に遭った場合には、第一義的には、当該生活保護受給者が第三者から損害賠償金の支払いを受け、これをもって必要な医療又は介護サービスを受けるべきものである。しかしながら、損害賠償金の額の確定や支払が行われるまでに相当程度時間を要すること等の事情から医療扶助又は介護扶助（以下「医療扶助等」という。）を適用する場合があります、その場合、地方自治体が、当該第三者行為により生じた被害のために支弁した医療扶助等の費用の限度において、生活保護受給者が当該第三者に対

して有する損害賠償の請求権を取得できるよう生活保護法第76条の2が規定されたものである。

これにより、以下の1から3までの条件を満たす場合、地方自治体は第三者行為により被害に遭った生活保護受給者が加害者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に取得することとなり、これを行行使し、かつ賠償金を受領することができるものである。

- 1 医療扶助等の給付事由が第三者の不法行為等により生じたものであること。
 - 2 地方自治体がその事故に対してすでに医療扶助等の給付を行ったこと。
 - 3 生活保護受給者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること。
- ～以下略～

(4) 相続財産等の収入

(ケース番号 2310 法第63条ファイルNo.139)

平成17年7月28日父が死亡

平成26年9月14日母が死亡

平成24年5月11日長姉(未婚)が死亡

平成18年12月27日長兄(未婚)が死亡

平成28年8月31日、母が亡くなった後、母の成年後見人より父母の預金通帳を預かり、父の預金通帳に3,377,751円、母の預金通帳に125,630,847円の預金があった。ケース記録票によると、平成18年12月15日兄が交通事故に遭い重傷であること、平成18年12月27日死亡とあり、兄の財産や死亡保険金が母に相続されたと考えられる。資力発生は父の死亡日平成17年7月28日とし、返還対象となる保護費の返還請求権は消滅時効が5年のため平成23年11月以降の保護費が返還対象となるとしている。

【意見】

ケース記録票によれば、長男が交通事故で死亡し、独身であることが分かっているため保険金の入金が予想され、長男の財産は母が相続することも分かっているため、早い段階で保護の廃止が可能であったと思われる。

(5) その他の事例

① 土地売却収入による返還について

2 件とも保有を認められない資産の売却である。いずれも相続によって財産を取得し、処分したことにより法第 63 条の債権とするものとされていた。

ケース番号 3675 (法第 63 条ファイルNo.161) について、母の相続財産を売却して相続人 3 人で 3 等分している。1 人当たり 776,502 円である。医療扶助のため、返還対象となる扶助額は 18,590 円である。

ケース番号 7680 (法第 63 条ファイルNo.276) について、亡夫からの相続財産を土地代 200 万円、建物 450 万円で売却したものである。土地代は被保護者が取得し、諸経費を差し引いて 1,251,850 円を返還すべき金額としている。建物代金については長男が取得している。その理由については、長男が医療費、薬代を負担していたためということである。不動産売買契約書によると売主は被保護者となっている。

問 13-6 費用返還と資力の発生時点

(5) 保護開始時において保有が容認された資産(土地等)については、保有が容認されている限りは法第 63 条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあると言える。

しかしながら、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合、ケース診断会議において処分指導が適当と認められた場合等、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第 63 条に言う資力の発生があったものとして取り扱うこととなる。

具体的には、文書により資産保有の否認、処分し同等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる。

② 息子が強奪案件 (法第 63 条ファイルNo.38、39)

大槻 B773 4 人世帯 世帯主男 66 歳 妻 59 歳 長男 31 歳 長男の子 10 歳

保護開始 昭和 59 年 9 月 12 日

扶助費の状況 保護基準額 199,150 円 収入認定額 113,836 円 扶助額 85,314 円

(資料) ケース診断会議内容

本件においては、長男の児童扶養手当遡及分 538,160 円が平成 27 年 11 月 30 日および 12 月 11 日に入金、平成 28 年 2 月 5 日に世帯主から収入申告があり、平成 28 年 2 月 18 日付法第 63 条に基づく費用返還を行った。

続けて、世帯主の老齢厚生年金遡及分 516,242 円が平成 27 年 12 月 15 日、また、退職共済年金遡及分 192,476 円が平成 28 年 1 月 6 日に入金、平成 28 年 3 月 4 日に世帯主から収入申告があり、内返還対象となる金額計 678,486 円について平成 28 年 3 月 29 日付け法第 63 条に基づく費用返還を行った。

しかし、世帯主より上記 2 件の費用返還について一括返済することはできないとして、履行延期申請書の提出を受けた。理由として、長男が自身の児童扶養手当遡及分をはじめ、世帯主の年金遡及分についても、世帯主から通帳を強奪し即日に全額引き出してしまい、それを長男自身の借金返済に充てて消費してしまったとのこと。その借金は、長男が刑務所を出所する際に暴力団組長から借りたものではないかとのことであった。

世帯主は、その後も再三に渡り返還が必要である旨長男に対し説得を続けたが、その度に暴力を振るわれるなどの行動があり強奪された金銭を取り戻すことが出来ず、履行延期申請をしなければならない状況に至ったとのこと。警察に通報しようか迷ったが、息子をこれ以上罪人にすることはできないとして断念したとの発言もあった。さらには、長男に対し、「福祉事務所への返済は自分たちですから、この世帯から出て行ってくれ。」とも伝えたとのこと。

なお、その後の調査により、長男については、当世帯に居住実態はなく、田村市に居住を移したことが確認できたことから、長男自身から転出届を收受し、平成 28 年 4 月 1 日付けで長男を世帯員削除した。また、長男が転出する際に通帳は世帯主へ返却されたとのこと。

【意見】

本件は、世帯主は市へ返金する意思はあったが、世帯の一員である長男が世帯主の通帳を強奪したため返金が不能となった。世帯主と連絡を密にし、入金直後に市へ返金してもらえば防げる案件であった。

すなわち、平成 27 年 11 月、12 月及び 1 月に世帯に入金があったが、それを市へ申告したのは平成 28 年 2 月及び 3 月であった。その間 2 か月程度間隔があり、その間に世帯主の息子が世帯主から通帳を強奪した。

世帯主の長男が強奪する前に、預金を確保すること、例えば、入金日に世帯主と同行して銀行に向かう等、対応できることがあったと考えられる。

③ 共済金の解約返戻

(ケース番号 6953 法第 63 条ファイルNo.253)

このケースは、建物更生共済の解約返戻金収入であるので、自立更生の費用とは認められない場合である。

建物更生保険の解約返戻金 480,388 円が法第 63 条の費用返還対象となっている。居住用土地 142 m²、居住用建物 66.24 m²で、土地は亡夫の名義で、建物は未登記で名義なし。固定資産税評価額は土地が 1,107,600 円で、建物は 645,414 円である。

平成 28 年 1 月 29 日、世帯主宅の電柱について、電柱が倒れかけているため工事を行い立て直す必要がある。工事費は 40 万円弱の費用が発生する。市から扶助する住宅扶助費は特別基準を設定したとしても 178,500 円（現在は 180,000 円）であるため、不足分については扶養義務者からの援助をもって補ってもらうことになる。

建物更生保険の解約返戻金 480,388 円を電柱の立て直し工事費 40 万円弱に充当できないかという問題であるが、平成 28 年 9 月 30 日の記録によると、解約指導を受けていた建物更生共済の解約返戻金については平成 27 年 9 月 24 日に受領した。この建物更生共済は平成 26 年 8 月 6 日に解約返戻金 480,388 円があることが分かっていたので、これを電柱の修理の費用に充てることはできない。

④ 保有が認められない資産が農地である事例

次の事例は、農家の保護開始事例であり、保有が認められない資産がある場合である。

i) ケース番号 7838 湖南 農業 83歳世帯主と、47歳の娘

居住用土地建物については、固定資産税評価額が1,553,305円で少額であり、保有が認められている。他に、居住用資産以外に保有が認められない資産として法第63条費用返還の対象となっている土地等がある。

○保有が認められている資産

居住用	面積	固定資産税評価額
土地	297.76 m ²	1,518,576 円
建物	114.87 m ²	34,729 円
計		1,553,305 円

○保有が認められない資産

農業用	地目	面積	固定資産税評価額
土地	畑	25.00 m ²	1,000 円
	田	2,317.00 m ²	254,870 円
	宅地	29.94 m ²	152,694 円
	畑	39.00 m ²	198,900 円
	畑	59.00 m ²	300,900 円
	畑	145.00 m ²	739,500 円
	畑	214.00 m ²	1,091,400 円
	畑	99.00 m ²	1,881 円
	畑	2,132.00 m ²	32,406 円
	畑	56.00 m ²	851 円
	原野	803.00 m ²	12,205 円
	畑	1,095.00 m ²	43,800 円
	田	965.00 m ²	77,200 円
	畑	111.00 m ²	4,440 円
	原野	49.00 m ²	744 円
	畑	201.00 m ²	8,040 円
	畑	400.00 m ²	16,000 円

	山林	6,438.00 m ²	122,322 円
	原野	4,954.00 m ²	75,300 円
	田	2,424.00 m ²	266,640 円
	田	2,397.00 m ²	263,670 円
	雑種地	31.00 m ²	2,387 円
建 物	付属(農)	45.45 m ²	9,488 円
計			3,676,638 円

この他、4女名義の土地(田) 80.00 m² 6,400 円があり、保有が認められない資産の合計額は3,683,038 円となっている。

ii) ケース番号 7795 中田 無職 61 歳

居住用土地建物については、固定資産税評価額が3,410,123 円であり、10/7 を乗じると4,871,604 円と500 万円以下であり、且つ世帯主が65 歳未満のためリバースモーゲージの対象とならない。また、居住の用に供されており、活用させることで世帯主の生活維持及び自立の助長に役立つものと判断できるため保有が認められている。他に、居住用資産以外に保有が認められない資産として法第63 条費用返還の対象となっている本人名義の資産と保有の可否が検討される資産として亡父名義の資産がある。

○保有が認められている資産

居住用	面積	固定資産税評価額
土 地	559.18 m ²	1,901,212 円
建 物	143.42 m ²	1,508,911 円
計		3,410,123 円

○保有が認められない資産(本人名義)

農業用	地 目	面 積	固定資産税評価額
土 地	田	318.00 m ²	27,030 円
	畑	256.00 m ²	12,800 円
	畑	534.00 m ²	26,700 円
	畑	587.00 m ²	29,350 円
	畑	349.00 m ²	17,450 円

	原野	57.00 m ²	957 円
建 物	付属(農)	59.62 m ²	88,146 円
	付属(農)	165.62 m ²	183,649 円
計			386,082 円

○亡父名義の資産

農業用	地 目	面 積	固定資産税評価額
土 地	山林	101.00 m ²	2,121 円
	田	277.00 m ²	23,545 円
	山林	742.00 m ²	15,582 円
	畑	191.00 m ²	9,550 円
	雑種地	72.00 m ²	64,627 円
	雑種地	457.00 m ²	447,494 円
	宅地	694.02 m ²	471,933 円
	山林	607.00 m ²	12,747 円
	畑	360.00 m ²	18,000 円
	田	834.00 m ²	70,890 円
	田	484.00 m ²	41,140 円
建 物	付属(農)	19.83 m ²	19,325 円
計			1,196,954 円

保有が認められない本人名義の資産については保有要件に該当しないため保有を否認し、法第63条を設定した上で処分指導を行う。

亡父名義の資産については、相続手続を指導の上、世帯主名義へ変更となった際には、別途、保有の可否について検討するとしている。

保有を認めない資産があった場合の生活保護法第 63 条の適用に係る通知
(様式例 1) は下記のとおりである。

様式例 1

文 書 番 号
平成 年 月 日

(氏名) 様

郡山市福祉事務所長

生活保護法第 63 条の適用について (通知)

このことについて、あなたは平成 年 月 日に (から) 生活保護を申請してありますが(受給してありますが)、下記の活用できる資産があることから、その資力から収入を得た場合には、保護に要した費用を返還していただくことを条件として保護を開始 (継続) します。

なお、下記の資産から収入を得たときには、速やかに当所に連絡して指示に従ってください。

記

1 活用できる資力

(例：〇〇さんの〇〇保険の解約返戻金)

2 費用返還の対象となる保護費

平成〇年〇月〇日以降分の保護費 (医療扶助費、介護扶助費を含む)

(参考)

生活保護法第 63 条 (費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(事務担当 郡山市福祉事務所 生活支援課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

このケース番号 7838 の被保護者に対して出された法第 63 条の適用に係る通知について、「活用できる資産」は下記のとおりとなっている。

1 活用できる資産

- (1) 後期高齢者医療還付金
- (2) 国民健康保険料還付金
- (3) 高額療養費還付金
- (4) 世帯主名義の原動機付自転車及び自賠責保険
- (5) 世帯主名義の宅地・田・畑・原野・山林・雑種地・付属（農）
- (6) 4 女名義の田

【意見】

活用できる資産(保有が認められないので処分して今までの保護費に充当)は、土地、建物は具体的に地目や所在地、面積を表記すべきである。また、保有を認める資産については記載されていないが、記載したほうが良いと思われる。ただし、保有を認める資産についても保護が長期化し、高齢となった場合においては活用できる資産とする場合がある旨も併せて記載したほうがよいと思われる。

【意見】

法第 4 条は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」と言い、法第 63 条はこれを「資力」と言っている。生活保護法第 63 条の適用に係る通知(様式例 1)は「活用できる資産及び資力から収入を得る」と言っている。言葉に食い違いがあるように思われる。

また、相続財産は資産と思われるが法第 63 条の債権とみているので、「その他あらゆるもの」になっている。交通事故の賠償金については、「その他あらゆるもの」になっているが、これらは法第 63 条の適用になることを明記しておくべきである。

○ 農家の生活保護について

広大な農地を保有し、地域社会に多大な貢献をしてきたと思われるが、農産物価格は下落し続け、大部分の農家の所得がない状況であり、農業以外の収入で生活を維持している状況と思われる。

農家の担い手が病気になったり、高齢化して働けなくなったりした場合、扶養義務者が扶養しない限り生活に困窮する状態となる。

生活保護を受ける場合、農地の処分が問題となる。農地は耕作していないと保有が認められない資産となっており処分することになるが、処分できない場合死亡などにより保護廃止となれば廃止後5年間は処分すれば保護費の返還となり、5年が経過すれば時効になり保護費の返還をしなくて済む。

この農地の相続人の立場からすれば、被保護者の扶養をできないとしたこともあり、相続の問題で田舎の不動産を相続すると維持管理に金がかかり、売りに売れない。居住用資産であれば住んだことがあり相続しても良いが、農地は農機具を導入して耕作して初めて農地であるので、農地などは相続を放棄し、所有者不在の農地が大量発生することが考えられる。

推定相続人が農家を継続する場合は、耕作を条件に保有を認める資産としても、近隣に農地を耕作してくれる人がいたら保有を認める、耕作しない場合は保有を認めないと同時に売却を勧めることをしないと、農地の維持ができない。

このような中で、平成28年3月31日付け厚労省社会・援護局保護・地域福祉課長連名通知「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」がある。

それによると、就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える生活困窮者等に対しては、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施しており、その実施についての基本的事項は下記のとおりである。

被保護者の中には、長時間、労働市場から離れているため、就労意欲が低下し、就業体験などの段階的な支援が必要な者や、自尊心や自己有用感を失っているなど複合的な課題を抱えている者もいる。

一方で、就労は、被保護者にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

その際、被保護者が農業に従事することは、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどの効果があるとされているだけでなく、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

農地の維持に貢献できる制度と思われるので、積極的に推進すべきである。

4 法第78条による徴収一覧表

平成28年度法第78条による徴収数は、57件（2件重複あり）19,362,451円である。

番号	不正受給額	理 由
1	68,196	給与収入の一部(賞与)未申告
2	20,000	共済見舞金収入の未申告
3	20,000	共済見舞金収入の未申告
4	16,360	長女の就労収入の未申告 (H28/1)
5	199,558	〃 (H27/4~10)
6	849,250	遺族厚生年金収入の未申告
7	466,750	就労収入の未申告
8	60,000	共済見舞金収入の未申告
9	42,927	就労収入の未申告
10	4,749,457	個人年金収入の未申告
11	2,746	企業年金収入の未申告
12	353,500	就労収入の未申告
13	147,818	老齢厚生年金収入の未申告
14	1,067	妻の企業年金収入の未申告
15	5,473	給与収入の一部(賞与)未申告
16	20,000	共済見舞金収入の未申告
17	427,444	父の遺族厚生年金収入の未申告
18	172,225	就労収入の未申告
19	13,950	老齢基礎厚生年金収入の変更の未申告
20	734	企業年金収入の未申告
21	108,615	厚生年金収入の未申告
22	18,600	就労収入の未申告
23	6,400	長女の次女の就労収入の未申告
24	51,655	電柱敷地使用料及び建物共済給付金収入の未申告
25	22,621	長女の就労収入の未申告
26	1,034,620	長女及び次女の就労収入の未申告
27	403,200	就労収入の未申告
28	5,891	就労収入の未申告
29	7,199	就労収入の未申告
30	84,744	特別支給の老齢厚生年金収入の未申告

31	39,223	就労収入の未申告
32	2,336	老齢厚生年金収入の変更の未申告
33	136,350	就労収入の未申告
34	21,250	次女の就労収入の一部未申告
35	56,000	就労収入及び国税還付金の未申告
36	122,600	就労収入の未申告
37	316,493	特別支給の老齢厚生年金及び企業年金収入の未申告
38	14,484	老齢厚生年金収入の未申告
39	39,960	就労収入の未申告
40	25,200	就労収入の未申告
41	54,756	長男の就労収入の未申告
42	1,440	次男の就労収入の未申告
43	145,820	就労収入の過少申告（給与明細書の改ざん）
44	1,717,418	←H25年度の一部 （過去5回の不正受給総額は3,653,294円）
45	87,710	共済見舞金、休業保証金収入の未申告
46	30,000	弟の報奨金収入の未申告
47	1,363,160	就労収入の未申告
48	10,504	就労収入の未申告
49	30,000	長男の就労収入の一部未申告
50	900	就労収入の未申告
51	52,611	年金収入増額分の未申告
52	194,667	退職共済年金収入の未申告
53	1,127,073	長男の就労収入の未申告
54	11,634	就労収入の未申告
55	758,703	就労収入の未申告
56	3,612,942	遺産相続による収入の未申告
57	8,217	企業年金収入の未申告
合計	19,362,451	

○ 稼働収入について

所得税は、年間給与収入 1,030,000 円（給与所得控除 650,000 円 + 基礎控除 380,000 円）までは税金がかからない。市県民税は 980,000 円（給与所得控除 650,000 円 + 基礎控除 330,000 円）までは税金がかからない。

生活保護の世帯では、1 円でも働いたら報告が必要で、基礎控除（最低額 15,000 円）及び実費を超えると保護費が減額される制度となっている。

給与支払者も、少額のアルバイト料などは何もしなくてもいいからと給与を支払い、支払った金額については市に対し給与支払報告書を提出する。

支払報告書をチェックして、被保護世帯が給与収入を申告しなかったとして法第 78 条債権とする。

○ 勤労収入の基礎控除

生活保護手帳別冊問答集問 13-23 によれば、法第 63 条を適用する場合は、返還対象となる収入の種類が勤労収入であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などの勤労控除を適用すべきであるとしている。

一方、法第 78 条を適用する場合は、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとしている。

次官通知「勤労に伴う必要経費」局長通知「勤労控除の取扱い」によれば、勤労収入は別表「基礎控除額表」の額を認定することとされている。（次官通知第 8-3-(4)）

（別表）基礎控除額表（月額）

収入金額別区分	1 人目	2 人目以降
円 円	円	円
0 ～ 15,000	0 ～ 15,000	0 ～ 15,000
15,001 ～ 15,199	15,001 ～ 15,199	15,000
15,200 ～ 18,999	15,200	15,000
19,000 ～ 22,999	15,600	15,000
23,000 ～ 26,999	16,000	15,000
27,000 ～ 30,999	16,400	15,000
31,000 ～ 34,999	16,800	15,000
35,000 ～ 38,999	17,200	15,000
39,000 ～ 42,999	17,600	15,000
43,000 ～ 46,999	18,000	15,300
以 下 略		

同 第 8-3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知別表(上記の表)の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第 8-3-(1)-アによる就労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費または事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が 2 人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の 1 人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の 2 人目以降の欄を適用すること。

【意見】

勤労を促進する制度と考えられるが、基礎控除は法第 78 条による徴収にも適用すべきである。所得税の世界でも、給与所得控除が認められ、この控除は勤労者の概算経費である。

さらに、次官通知、局長通知によれば、未成年者(20 歳未満の者をいう。)については、その者の収入から月額 11,400 円控除することとされている。

また、新規就労控除も月額 11,260 円控除することになっている。これらの控除も法第 78 条による徴収には適用されない。これらの控除について、法第 78 条による徴収にも認めるべきではないかと思われる。

(1) 年金不正受給案件

(法第 78 条ファイルNo.10 廃止案件)

大島 A・283 64 歳 身体障害者手帳 (1 級) 4,749,457 円

保護を受けていた期間 昭和 58 年 1 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日まで

○ ケース診断会議資料

本ケースは昭和 58 年 1 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日まで本法の適用を受けていた障害単身世帯である。

平成 28 年 2 月 10 日に実施した定期訪問の際に、世帯主及び同席した妹より以下の報告があった。

平成 4 年 4 月に、世帯主の父が世帯主を被保険者として、個人年金の契約をしていた。

平成 19 年 6 月から個人年金の支給が始まった。

平成 27 年 12 月 10 日に入院給付金 (平成 27 年 5 月 22 日から 9 月 4 日まで入院した分) が支給された。

平成 28 年 1 月 18 日に個人年金の繰上給付 (平成 28 年 2 月期分～平成 34 年 4 月期まで) を受けた。

平成 28 年 4 月訪問時に、世帯主より保険証書の写し等資料の提出があり、繰り上げ支給された年金額が確認できたため、収入の増加を理由に平成 28 年 4 月 1 日付で当該世帯を保護廃止とした。

当該保険年金について平成 28 年 6 月 13 日に総務法務課にて、法第 78 条の不正受給額に関して庁内法律相談を実施した。その結果、障害個人年金収入に関して、父が管理し、世帯主がその一部を消費していると思われることから、世帯主と父どちらの収入としてみるのが妥当であるか、事実関係を確認したうえで判断し、世帯主の不正受給額を決定する必要があるとの助言を受けた。

事実関係の確認のためかんぼ生命への照会、ゆうちょ銀行への照会、世帯主及び妹、父への聞き取り調査を行った。

かんぼ生命へ照会を行った結果、平成 28 年 5 月 27 日に詳細な個人年金支給状況の回答があり、また、ゆうちょ銀行への照会を行った結果、平成 28 年 6 月 27 日に個人年金振込口座の預払い状況調書の回答があった。

世帯主、世帯主の妹、世帯主の父に聞き取り調査を実施したところ下記の事実が確認できた。

世帯主は個人年金が支給開始になる平成 19 年頃から個人年金が支給されることを理解していたが申告しなかったとのこと。

個人年金の契約者は父であり、世帯主が生活に困らないようにと加入し

たもので、保険料は全額父が支払ったとのこと。

個人年金振込口座について父が通帳及び印鑑を、世帯主がカードを管理しており、それぞれがお金の出入金をしていたとのこと。支給された個人年金や入院特例金は全額世帯主が消費したものではなく、父が通帳を使用して出金し、父の生活費や医療費として消費されたものもあるとのこと。

平成 28 年 1 月 18 日に繰り上げで受給した平成 28 年 2 月期分～平成 34 年 3 月期分の個人年金は全額世帯主が受け取ったとのこと。

以上のことから、まず、「世帯主が未申告であった個人年金収入」について検討する。当該個人年金及び入院特例金は世帯主名義のゆうちょ口座に振り込まれてはいるが、父が通帳及び印鑑を管理し、世帯主がカードを管理しており、父と世帯主のそれぞれが個人年金収入を消費していた。そのため、個人年金全額を世帯主の収入とみなすと実際は父が消費し、父の収入とみるのが適当である分まで世帯主の収入とみることになってしまう。そこで、カードを利用しての出金額は、世帯主の出金であると確定できることから、これを個人年金収入とみなすと、時効により遡及対応可能な平成 23 年 7 月から平成 27 年 12 月の間に世帯主がカードで出金した 4,460,003 円が不正収入額となる。不正受給額の対象となる保護費は平成 23 年 7 月から平成 28 年 1 月までの 8,026,784 円であり、不正収入額 < 支給済み保護費となるため、4,460,003 円が不正受給額となる。

次に「繰上支給された個人年金収入」について検討する。繰上支給された個人年金は平成 28 年 1 月 18 日に世帯主が全額受領しており、こちらに関しては全額世帯主の収入として認定可能であるため 6,745,652 円が不正収入額となる。不正受給額の対象となる保護費は平成 28 年 2 月から平成 28 年 3 月までの 289,454 円であり、不正収入額 > 支給済み保護費となるため、289,454 円が不正受給額となる。

よって本会議では不正受給額 4,460,003 円及び 289,454 円への法第 78 条の適用について検討する。

○ 診断結果

本ケースについて、世帯主が当方に対して個人年金報告を怠ったものとして「世帯主が未申告であった個人年金収入」4,460,003 円を法第 78 条の対象とする。不正受給額の対象となる保護費は平成 23 年 7 月から平成 28 年 1 月までの 8,026,784 円であり、不正収入額 < 支給済み保護費となるため不正収入額 4,460,003 円を不正受給額と認定する。

また、「繰上支給された個人年金収入」に対して、6,745,652 円を法 78 条の対象とする。不正受給額の対象となる保護費は、平成 28 年 2 月から

平成 28 年 3 月までの 289,454 円であり、不正収入額>支給済み保護費となるため、不正収入額の対象となる保護費 289,454 円を不正受給額と認定する。

上記の不正受給額 4,460,003 円及び 289,454 円（合計 4,749,457 円）については法第 78 条を適用し、納入通知により徴収することとする。

【意見】

未申告であった個人年金収入は、平成 27 年 12 月までの収入 4,460,003 円、繰上支給された個人年金収入は平成 28 年 4 月 18 日収入の 6,745,652 円である。対象となる保護費は 8,026,784 円及び 289,454 円である。4,749,457 円を法第 78 条債権としているが、289,454 円は法第 63 条債権である。個人年金繰上給付 6,745,652 円は本人の収入として保護廃止となっている。

一方、繰上給付分は本人の収入として保護廃止となっているが、父親が支払ったものであり、父親の収入とも考えられる。法第 77 条（費用等の徴収）を適用し、父親は扶養の義務を履行できるとし、協議して返還額を決めることとすべきであった。

(2) 年金収入の確認手段について

（ケース番号 5944 法第 78 条ファイルNo.37）

年金収入を申告しなかった被保護者に対して、課税調査で年金収入が判明したため、法第 78 条を適用している。対応自体は問題ないが、年 1 回の課税調査で判明する前に年金収入を把握する手段を検討することが望まれる。年 1 回の課税調査だけでは、年金収入が既に消費されており一括での返済が困難な状況になる場合もあり問題である。

把握する手段として、年金事務所等と連携して年金受給開始時に連絡をもらうことが考えられる。

年金事務所側での対応が難しい場合には、まず保護開始時点で年金受給権が発生する時期を全て把握しておき、その時期が到来した段階で再度、受給権を再調査するといった方法も考えられる。

さらに、定期訪問時に必ず通帳確認を行うことも有効である。現在は、定期訪問時に通帳確認をするかどうかは地区担当者に任せられており、毎回通帳確認する地区担当者がいたり、全く通帳確認しない地区担当者がいたりとして定期訪問時の対応に差が生じている。

平成 27 年及び平成 28 年に得た特別支給の老齢厚生年金及び企業年金を本福祉事務所に報告しなかったため、法第 78 条を適用となる。

平成 28 年 6 月 27 日の課税調査で判明したが既に消費しており、一括での返済が困難な状況である。

【意見】

1 年に 1 回の課税調査で不正受給を把握しているが、早期に発見するため定期訪問時に通帳を確認することを検討すべきである。

年金事務所との連携、予め年金受給権の発生時期を漏れなく把握しておき再確認することなどが考えられる。

不正受給に気付くのが遅れた場合、既に消費され一括返済が困難という状況に陥ることが懸念される。

生活保護受給者については、年金事務所に生活保護受給中である旨登録して、支給開始時に速やかに報告を受けるなど年金受給権の把握方法を検討することが必要と考える。

(3) 不正受給の常習者への対応について

(ケース番号 4252 法第 78 条ファイルNo.44)

計 6 回の不正受給を繰り返している被保護者である。不正受給の常習者に対しては、生活保護法第 78 条を厳格に適用してその徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収すること、生活保護の停止、廃止、さらに法的措置も検討する必要がある。

過去の不正受給は平成 23 年度、平成 25 年度 (2 回)、平成 26 年度、平成 27 年度、さらに平成 28 年度を合わせて計 6 回である。

平成 23 年度の不正受給は完済しているがそれ以外は残があり、合計 2,968,009 円が未償還である。

株式会社 B 新聞店で就労開始したとして平成 27 年 6 月に収入申告書の提出があり、就労収入増加により平成 27 年 7 月 1 日付けで保護廃止となった高齢複数世帯である。

地区担当者にヒアリングを実施 (H29. 11. 6) した結果、現在は保護廃止となっているが、未償還金額があるため訪問して聞き取りを実施したが、その後の年金入金時に数千円の入金があるのみで未償還金額は残っている。

【意見】

計 6 回の不正受給は悪質であり、法第 78 条の 40% 以下の金額上乘せを検討すべきである。

また、法的手続 (告訴) も検討すべきであり、悪質な不正受給の常習犯に

対しては法律に則った対応をすべきである。

なお、問答集 13-23 によれば、未償還残 2,968,009 円は、勤労収入の基礎控除は不正受給のため適用されない。

(4) 相続財産未申告及び費消案件

(ケース番号 7522 法第 78 条ファイルNo.56)

世帯主の母親が死去したことにより相続財産 4,207,452 円を受け取ったが、収入の申告義務を怠ったうえ、ギャンブル等によりほとんどを消費してしまった。

(経緯)

平成 27 年 12 月 30 日 母死去

平成 28 年 1 月 世帯主がん治療のため入院

平成 28 年 2 月 5 日 医療費の支払いが困難であるとして生活保護を申請・適用

平成 28 年 6 月 10 日 亡母の預金 4,207,452 円を受け取る (東邦銀行/希望ヶ丘支店)

平成 28 年 8 月 23 日 世帯主が預金を受け取ったものの、ほとんど消費してしまった旨を申し出た

平成 29 年 3 月 21 日 生活保護法第 78 条の規定により、当該相続財産について費用徴収を求め、一括返済が困難なことから分割返還とした。

(相続財産及び葬儀費用等：領収書等で確認)

項目	金額	適用
相続財産	4,207,452 円	平成 28 年 6 月 10 日利息計算書により残高を確認
葬儀費用	Δ 441,000 円	従兄弟が立替し後に返済
戒名彫代金	Δ 37,000 円	〃
法要代金	Δ 18,720 円	〃
生花代	Δ 34,000 円	〃
死亡時診断書代金	Δ 40,000 円	〃
死亡時処置代金	Δ 23,790 円	〃
差引	3,612,942 円	費用徴収金額

(消費内容：世帯主申告によるもの)

項目		金額
(競馬)	ウインズ新白河	1,500,000 円
	ウインズ後樂園	500,000 円
	大井競馬場	500,000 円
	川崎競馬場	500,000 円
	福島競馬場	500,000 円
計		3,500,000 円
(旅費)	函館	41,700 円
	大内宿	3,700 円
	日光	5,780 円
	沼津	23,380 円
	秋田	24,640 円
計		99,200 円
合計		3,599,200 円

世帯主の自己申告が正しいとすると、13,742 円しか手元に残っていない。
このため保護を続行し、毎月の保護費から不正受給額を分割返済する。

(平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月の支給済み保護費)

扶助費	うち医療費
3,101,840 円	2,300,600 円

(返済スケジュール：5 年返済)

年度	年齢	月額	年額	残高
				3,612,942 円
H29	66 歳	10,000 円	120,000 円	3,492,942 円
H30	67 歳	10,000 円	120,000 円	3,372,942 円
H31	68 歳	10,000 円	120,000 円	3,252,942 円
H32	69 歳	10,000 円	120,000 円	3,132,942 円
H33	70 歳	10,000 円	110,000 円	3,022,942 円
最終	70 歳	3,022,942 円	3,022,942 円	0 円

70 歳時点での残債一括返済は不可能であると思われる。

法第 78 条の 2 において、被保護者が保護金品の交付を受ける前に当該保護金品の一部を法第 78 条の費用の弁済に充てるため被保護者が徴収金の納入に充てる旨申し出た場合は保護費から徴収金を控除して支給できるとある。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 13 日付の課長通知）によると、控除できる金額は単身世帯で 5,000 円程度、複数世帯で 10,000 円程度を上限とするとされている。ただし、納付書による返還を求める場合には、上限を設けず徴収金額を決定しても差し支えない。

したがって、上記の費用徴収は納付書によるものである。

【意見】

郡山市福祉事務所では保護開始時点（平成 28 年 2 月 5 日）で亡母の遺産として預貯金 420 万円の存在を認識していた。しかし、同年 6 月に妹の相続放棄により遺産相続した直後の 8 月に本人が来所し、当該遺産をほとんど費消してしまったとの申し出があった。生活保護制度の枠組みではこのような費消行為を防止することは難しいと思われる。また、費消の事実については、競馬等により使用したという本人の供述のみであり信憑性に乏しいものであるが、生活保護制度の枠組みでは強制的な調査が出来ない。

法第 78 条の適用にかかるケース診断会議では、①法第 78 条の適用及び徴収金の確定について、②徴収方法についての検討はなされているが、保護の停止又は廃止、100 分の 40 を乗じた額の徴収についての検討がなされた形跡はなかった。

不正受給を行い自らの遊興費に費消しながら、なんらのペナルティもないことは問題であると思われる。法第 85 条による罰則規定を適用し、告訴することも検討すべきである。

【意見】

法第 63 条によると「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは」とあるが、この資力は早急に換金化できない資力であり、母が死亡し母の預金があるのがわかっている場合、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとなっており、母の預金は相続人のものである。

保護の開始の要件に合致していない。

さらに、病気で入院、手術することが決まっているので、国民健康保険や高額医療制度を利用すれば本人の負担も少なく済む。

相続人に妹がいたため遺産分割ができず換金できなかったが、妹と遺産分割をし、資産がなくなってから保護申請する措置をとることを検討すべきで

あった。

5 保護の停止及び廃止について

法第 26 条（保護の停止及び廃止）によれば、

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

法 28 条（報告、調査及び検診）第 1 項によると、

保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条（第 3 項を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

これに違反した場合は同条第 5 項により

保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

生活に困窮して被保護者になり、収入が増えたり、扶養してくれる人が現れたりして被保護者を脱却できることは喜ばしいものである。

【意見】

けれども、資産及び収入の状況の虚偽の報告をした場合は、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる」とされている。

法第 78 条の費用の徴収の中には、保護の停止、廃止を検討すべき案件もある。保護の停止、廃止の基準を作り、虚偽報告または収入の不正使用を予防すべきである。

VII 医療扶助について

1 医療扶助の流れ

郡山市における医療扶助の流れは以下のようになっている。

- (1) 生活保護受給者は、指定医療機関受診の前に郡山市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）窓口にて医療要否意見書の交付を受ける。なお、指定医療機関とは、生活保護法で指定された医療機関をいう。
 - 医療要否意見書とは、
 - 郡山市福祉事務所長が、指定医療機関に対し被保護者の、
 - ・傷病名又は部位
 - ・主要症状及び今後の診療見込み
 - ・診療見込み期間
 - ・概算医療費
 - ・入院を要するか否か
- の意見書を求め、指定医療機関は福祉事務所長に意見を述べる。
- (2) 生活保護受給者は福祉事務所から交付を受けた医療要否意見書を指定医療機関受診時に窓口提出する。ただし、生活保護受給者が緊急時や諸般の事情等で福祉事務所窓口に来所できない場合は、福祉事務所より直接、指定医療機関に送付される。
 - (3) 指定医療機関より病状および治療見込期間等の必要事項が記載された医療要否意見書が福祉事務所に送付されてくる。
 - (4) 指定医療機関より提出された医療要否意見書は嘱託医の審査を受け、協議のうえ医療扶助の要否を判断し、指定医療機関に医療券を交付する。
 - (5) 指定医療機関は医療行為実施後、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）にレセプト（医療報酬明細書）により診療報酬の請求を行う。
 - (6) 支払基金でレセプト内容のチェックを実施した後、支払基金は指定医療機関へ診療報酬の支払を行う。
 - (7) 支払基金は福祉事務所へ診療報酬の請求を行い、支払いを受ける。
 - (8) 福祉事務所でも独自にレセプト内容のチェックを実施し、レセプトの中に医療券発行前の無資格状態での請求、重複請求、他法・他施策対象者の請求および生活保護受給者以外の医療行為に対する請求等があれば支払基金へ再審査の請求を行う。再審査により清算が生じた場合には、次月以降に上記(7)で相殺を行う。
 - (9) 上記以外に、次の①～⑥については支払基金を通さずに福祉事務所から直接支払う。

- ① 検診料:検診命令による検診書作成料。初回の障害認定のものも含む。
- ② 診断書（意見書）料：自立支援医療申請、難病疾患に係る文書料
→①、②はケースワーカーが医療機関に依頼する際に、請求書も送付する。
- ③ 施術：あん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の施術料
→給付要否意見書が認定となれば、福祉事務所の医療事務担当者が請求書を施術事業所に送付する。
- ④ 治療材料：骨折等の際に使用する装具（コルセット）等
→給付要否意見書が認定となれば、福祉事務所の医療事務担当者が請求書を装具制作事業所へ送付する。
- ⑤ 訪問看護（介護サービス）交通費
→医療機関より毎月請求書が提出される。
- ⑥ その他：中絶費用、往診交通費等

平成 28 年度医療扶助実施状況は以下の通りである。

○ 支払基金に支払事務を委託して支払った診療報酬

区 分	件数(件)	金額(円)
医科	入院	2,786
	入院外	29,832
歯科	3,857	68,767,061
調剤	19,396	352,357,982
訪問看護	101	7,872,010
計(ア)	55,972	2,363,377,468

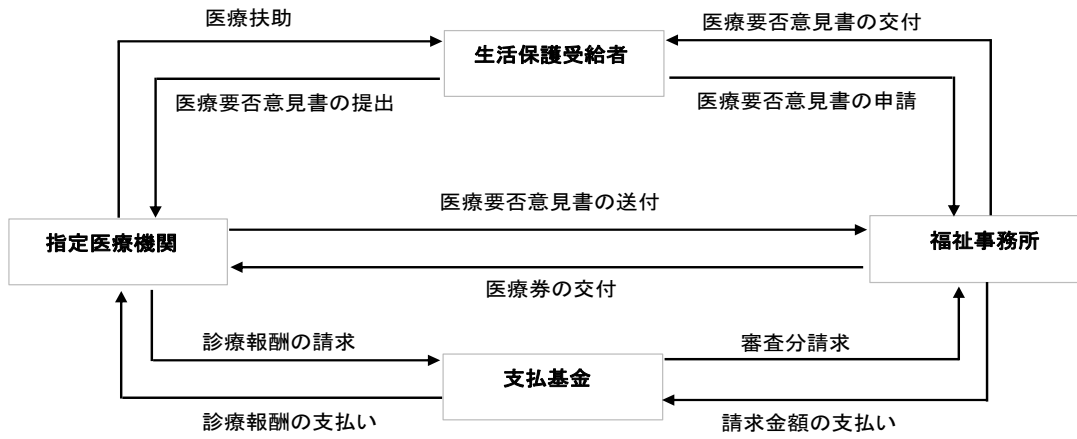
○ 福祉事務所が直接支払った医療扶助費

区 分	件数(件)	金額(円)
治療材料	115	2,515,610
訪問看護	1,055	730,350
施 術	15	3,669,395
移 送	3,375	2,308,978
検診	検診料	51
	文書科	310
そ の 他	1	25,570
計(イ)	4,922	10,678,243

○ 支出額合計（ア＋イ）

60,894 件 2,374,055,711 円

(参考図)



2 他法・他施策の利用

生活保護法には下記のような条文があるため、生活保護受給者が医療行為を受ける際には、医療扶助に先立ち可能な限り他法・他施策の医療制度を利用することになっている。

(保護の補足性) 生活保護法第4条第1項

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

また、医療扶助による医療行為が行われた場合、財源は郡山市が4分の1、国が4分の3負担することになる。医療扶助費は生活保護費全体の約5割を占める。

なお、他法・他施策の医療制度及び対象となる主な適用症例等は以下の通りである。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ・結核
 - ・新型インフルエンザ
 - ・エボラ出血熱
 - ・急性灰白髄炎
 - ・コレラ
 - ・E型肝炎
 - ・アメーバ赤痢
 - ・RSウイルス感染症 など

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（自立支援医療）
(精神通院医療)
 - ・統合失調症
 - ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
 - ・不安障害
 - ・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
 - ・知的障害
 - ・強迫性人格障害など「精神病質」
 - ・てんかん

- ・注意欠陥多動性障害
- ・広汎性発達障害 など

(更生医療)

- ・じん臓機能障害

じん臓機能障害のうち、保存的治療で尿毒症症状を改善することができず、人工透析療法又はじん臓移植により症状が軽減または除去され、日常生活能力の回復が見込める場合

- ・心臓機能障害

心臓疾患により心臓機能に障害を有する身体障がい者であって、手術により心臓機能障害の軽減又は除去が図られ、将来確実に生活能力の回復の見込みがあるもの。(おおむね3か月程度の医療で相当確実な治療効果を期待できるもの。)

- ・肢体不自由

麻痺による障害、関節拘縮・強直・変形、不良切断端

- ・免疫機能障害

ヒト型免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する身体障がい者であって、抗HIV剤の投与などにより免疫の機能の障害に基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。

- ・肝臓機能障害

肝臓疾患により肝臓機能に障害を有する身体障がい者であって、肝臓移植により肝臓機能の障害に基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みがあるもの。

- ・小腸機能障害

小腸大量切除又は小腸機能に障害を有する身体障がい者であって、中心静脈栄養法により小腸機能障害に基づく栄養維持の困難な状態が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みがあるもの。

- ・聴覚障害

聴覚に障害を有する身体障がい者であって、手術などにより聴覚障害が軽減又は除去され、日常生活能力回復の見込みがあるもの。

- ・音声・言語・そしゃく障害

音声・言語・そしゃくに障害を有する身体障がい者であって、手術などにより障害が軽減又は除去され、日常生活能力回復の見込みがあるもの。

○ 障害者総合支援法（難病医療）

- ・アイカルディ症候群など、平成 29 年 4 月 1 日時点で 358 疾病が対象

郡山市では、他法・他施策の医療制度適用の可否について、保健師が指定医療機関より提出された医療要否意見書の内容を嘱託医の審査前の時点で確認しており、レセプト審査担当嘱託職員がレセプトチェックの時点で確認している。

平成 28 年度 再審査調査の請求（支払基金に対する再審査依頼分）

上段：件数（件）

下段：金額（円）

	自 県 分			他県分	合 計
	資格関係	診療内容	突合検査		
4 月請求分	49	9	6	1	65
	991,530	1,586,410	95,000	9,110	2,682,050
5 月請求分	68	10	11	3	92
	2,497,100	527,870	295,910	53,570	3,374,450
6 月請求分	81	36	15	3	135
	2,944,792	7,211,368	327,500	146,362	10,630,022
7 月請求分	116	20	4	-	140
	2,355,658	1,909,378	73,690	-	4,338,726
8 月請求分	405	18	13	4	440
	9,705,076	2,326,030	246,960	46,850	12,324,916
9 月請求分	299	14	10	1	324
	7,409,116	1,725,419	139,260	6,450	9,280,245
10 月請求分	166	17	4	-	187
	28,509,780	1,601,068	91,430	-	30,202,278
11 月請求分	213	13	1	4	231
	4,894,690	3,261,398	4,820	26,830	8,187,738
12 月請求分	148	11	9	3	171
	2,811,718	4,010,785	195,770	9,240	7,027,513
1 月請求分	122	9	-	1	132
	4,611,038	10,360,488	-	31,640	15,003,166
2 月請求分	125	3	2	-	130
	2,190,890	2,809,970	19,840	-	5,020,700

3月請求分	118	16	-	-	134
	48,891,734	2,316,584	-	-	51,208,318
合 計	1,910	176	75	20	2,181
	117,813,122	39,646,768	1,490,180	330,052	159,280,122

- ・資格関係・・・他法・他施策対象者、重複請求、認定前請求(医療券交付前請求)、受給者番号相違及び医療機関からの取り下げ依頼等による再審査請求
- ・診療内容・・・実施された診療内容の誤り等による再審査請求
- ・突合審査・・・適応外の薬の処方、禁忌薬の処方及び用法の間違い等による再審査請求(調剤レセプト2,000点以上、かつ、個別の薬品薬価が175円以上あるレセプトが対象)
- ・他県分・・・郡山市の生活保護受給者に対して他県で実施された医療についての再審査請求

平成28年度 再審査調査の結果(誤り等による支払基金との清算確定分)

上段：件数(件)

下段：金額(円)

	自 県 分			他県分	合 計
	資格関係	診療内容	突合検査		
4月審査分	98	6	3	2	109
	2,265,637	160,130	35,310	7,500	2,468,577
5月審査分	51	6	3	1	61
	1,047,216	118,950	9,140	9,110	1,184,416
6月審査分	70	3	4	3	80
	1,862,958	89,850	10,060	53,570	2,016,438
7月審査分	76	11	2	3	92
	2,915,698	265,520	48,850	146,362	3,376,430
8月審査分	106	8	-	-	114
	2,254,058	63,680	-	-	2,317,738
9月審査分	383	3	2	4	392
	9,293,756	351,420	5,540	46,850	9,697,566
10月審査分	289	8	-	1	298
	7,145,574	182,440	-	6,450	7,334,464
11月審査分	172	9	2	-	183
	3,235,851	209,670	5,370	-	3,450,891

12月審査分	169	7	1	4	181
	2,947,548	741,223	12,320	26,830	3,727,921
1月審査分	113	5	-	3	121
	2,469,574	902,388	-	9,240	3,381,202
2月審査分	134	-	1	1	136
	2,186,311	-	1,960	31,640	2,219,911
3月審査分	118	5	-	3	126
	5,158,490	459,130	-	1,097,984	6,715,604
合計	1,779	71	18	25	1,893
	42,782,671	3,544,401	128,550	1,435,536	47,891,158

3 重複受診・頻回受診

同一傷病に対して複数の医療機関で受診する生活保護受給者がいる（重複受診）。また、同一傷病に対して同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている生活保護受給者もいる（頻回受診）。生活保護受給者の医療費は医療扶助として全額支払われるため自己負担がなく、また、時間に余裕があるため受診するというのが主な理由となっている。

郡山市ではレセプト審査担当嘱託職員が、レセプトの治療内容や薬剤等により重複受診や頻回受診の有無を確認しており、該当事項があれば事後的に指導を行っている。

【意見】

郡山市では、他法・他施策の医療制度適用の可否について、保健師が指定医療機関より提出された医療要否意見書の内容を嘱託医の審査前の時点で確認しており、レセプト審査担当嘱託職員がレセプトチェックの時点で確認している。また、重複受診・頻回受診についてはレセプト審査担当嘱託職員がレセプトチェックの時点で確認している。しかしながら現在の郡山市の福祉事務所の体制では保健師及びレセプト審査担当嘱託職員が1人ずつであり後任者もおらず、ノウハウの承継体制が整備されていない。

よって、担当者の更なる補充や後任者の育成により複数体制としてチェック体制の継続性を担保すべきである。

4 ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用の促進

ジェネリック医薬品について、以下のような通知が出ている。

○生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

（平成 25 年 5 月 16 日 社援保発 0516 第 1 号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長宛 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 11 号

第 2 次改正 平成 28 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 10 号

第 3 次改正 平成 29 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 4 号

後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品である。

後発医薬品は、一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっており、政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点等から後発医薬品の使用促進を行っている。

生活保護の医療扶助においても、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 24 年 4 月 13 日社援保発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、後発医薬品の使用促進に努めてきたところであるが、今般、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、下記により、さらなる使用促進を図ることとしたので、管内社会福祉事務所及び関係機関に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行をもって、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 20 年 4 月 30 日社援保発第 0430001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 24 年 4 月 13 日社援保発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）については廃止する。

記

1 後発医薬品の使用促進について

- (1) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。

さらに、累次の診療報酬改定において、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

- (2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進の取り組んでいる中、生活保護制度においては、法改正により、医療機関等の関係者が生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用を促すことを法律上明確化したこと等により、着実に使用促進を進めている。

しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にとどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

- (3) 経済・財政再生計画改革工程表の策定について

～省略～

後発医薬品については、骨太の方針 2015 において、その数量シェアを医療全体で「2017 年央 70%、2018 年度から 2020 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上に引上げ」とする目標が掲げられており、これを踏まえ、改革工程表においては、生活保護における使用割合の目標について、「2017 年央までに 75%。2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定する」と設定したところである。

2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

- (1) 基本的な考え方

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。

イ 上記 1(1)及び(2)並びに上記ア等を総合的に勘案し、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄処方であっても後発医薬品への変更を不可としていない場合には、後発医薬品を原則として使用することとする。

ウ 処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄処方であっても後発医薬品への変更を不可としていない場合にも関わらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達するものとする。

エ 福祉事務所は、上記ウの先発医薬品を希望する事情等を勘案し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所が行う服薬指導を含む健康管理指導の対象にする。

- (2) 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添 1 の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記(1)アないしエについて周知

徹底を図ること。

～省略～

3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) 院内処方（医科入院・入院外）における後発医薬品の使用状況

院外処方における後発医薬品の数量シェアは平成28年度6月審査分においては、院外処方が72.1%に達する一方、院内処方については、60.0%にとどまっており、12.1%の差が生じているところである。

(2) 院内処方を行う指定医療機関に対する取組

都道府県、指定都市及び中核市の本庁（以下「都道府県等本庁」という。）は、院内処方を行う指定医療機関に対し、当該指定医療機関の後発医薬品の使用状況、全国における後発医薬品の使用状況等について、別添5の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、以下の事項について理解・協力を求めること。

ア 生活保護法の改正により、平成26年1月から、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うように努めるものとされているが、これは院外処方に限らず、院内処方についても同様であること。

（参考）生活保護法抜粋

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

イ 生活保護受給者は、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用すること。

(3) 指定医療機関に対する要請

原則として、院内処方における後発医薬品の数量シェアが別に定める割合に満たない指定医療機関を説明の対象とするが、説明の方法については、例えば、一定割合以上の指定医療機関に対しては、講習会、広報、文書等の一般指導等において説明を行い、特に低率の指定医療機関について個別に訪問

の上で説明を行う、規模の大きい医療機関から説明を行うなど、後発医薬品の使用促進の要請について、数量シェア等に応じた計画を立て、順次実施すること。

～省略～

(6) 生活保護受給者に対する周知

生活保護受給者は、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用することとするので、福祉事務所は生活保護受給者に対し、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、周知徹底を図ること。

(7) その他

指定医療機関へ個別に説明する場合には、当該指定医療機関における後発医薬品の使用に関する考え方を聴取するなど、低率となっている要因を十分に確認した上で、理解・協力を求めること。

4 留意事項

(1) 後発医薬品の使用促進への取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として実施するものであること。

このため、生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問し説明するなどにより、本取組の趣旨等について懇切丁寧な説明を行い理解を頂くよう努めること。

(3) 生活保護適正実施推進事業にかかる国庫補助金では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を配置できるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4) 本取組は、生活保護受給者の後発医薬品の使用を原則とするものではあるが、当該受給者が医学的知見に基づき医薬品の使用が必要とされていることを鑑み、この原則に反していることを理由として保護の変更、停止または廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

(5) 本取組は、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は、対象外としているものであること。

現在ジェネリック医薬品の使用促進については、生活保護受給者に対してのり

ーフレット等の送付及び家庭訪問の際に改めて行う説明による啓発に加え、ジェネリック医薬品の使用意思の有無を記載したお薬手帳の配布による薬局等への意思表示の推進を行っている。また、指定医療機関及び指定薬局へは、通知文等を送付するだけでなく、直接訪問し説明を行っている。

5 保健師、嘱託医等

(1) 保健師

平成 25 年 1 月 25 日に、厚生労働省の社会保障審議会の『生活困窮者の生活支援の有り方に関する特別部会』報告書で、「福祉事務所において保健指導や助言指導などを行う専門の職員の配置を検討することが必要」と指摘されたことを受けて、郡山市では平成 27 年度から保健師を 1 名配置して以後、様々な取り組みにより医療扶助費の適正化を図っている。

なお、保健師とは国家資格であり、上記業務に携わる保健師はいわゆる市町村保健師である。

平成 28 年度に実施した主な保健師の取り組みは以下の通りである。

- ・ ケースワーカー同行訪問健康指導
- ・ 健康診断受診勧奨
- ・ 他法・他施策の活用に関する助言（自立支援・更生医療等）
- ・ 福祉事務所での健康相談
- ・ 電話による健康相談
- ・ ジェネリック医薬品使用促進啓発

医師会、歯科医師会、調剤薬剤師会及び病院薬剤師会への訪問啓發文書の送付

- ・ ケースワーカーと同行し主治医面接により治療方針の確認
- ・ 関係機関（保健所・医療機関等）との連携
- ・ 熱中症予防啓発

保健師の配置により医療扶助費上昇の抑制に一定の効果が認められる。

郡山市における被保護者数・医療扶助費の変移

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
被保護者数 (人)	A	3,104	3,102	3,142	3,169	3,244
うち医療扶助者数(人)	B	2,779	2,831	2,894	2,933	2,980
医療扶助費 (百万円)	C	1,971	2,335	2,400	2,405	2,374
一人当たり 扶助費 (千円)	C/A	635	753	764	759	732
	C/B	709	825	829	820	797

(2) 嘱託医

郡山市の嘱託医は4名おり、概要は以下の通りである。

【郡山市福祉事務所として】

(一般医：1名)

1 委嘱する業務

- ① 医療扶助に関する各申請書及び各給付可否意見書等の内容検討
(月1,000枚程度)
- ② 要保護者についての調査、指導又は検診
- ③ 診療報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の内容検討
- ④ 医療扶助以外の扶助について専門的判断及び必要な助言指導

2 勤務の回数

月に2回

(精神科医：1名)

1 委嘱する業務

- ① 医療扶助に関する各申請書及び各給付可否意見書等の内容検討
(月100枚程度)
- ② 要保護者についての調査、指導又は検診
- ③ 診療報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の内容検討
- ④ 医療扶助以外の扶助について専門的判断及び必要な助言指導

2 勤務の回数

月に1回

【中核市郡山市として】

(一般医：1名)

1 委嘱する業務

- ① 指定医療機関及び非指定医療機関の診療内容及び診療報酬明細書の審査(月平均300枚程度)
- ② 指定医療機関に対する個別指導(年2箇所程度)
- ③ その他所属長が必要と認める医療に関する事務

2 勤務の回数

月に2回

(精神科医：1名)

1 委嘱する業務

- ① 指定医療機関及び非指定医療機関の診療内容及び診療報酬明細書の審査（月平均150枚程度）
- ② 指定医療機関に対する個別指導（年1箇所程度）
- ③ その他所属長が必要と認める医療に関する事務

2 勤務の回数

月に1回

上述のように、中核市郡山市としての嘱託医の業務の中に郡山市が行う指定医療機関に対する個別指導がある（一般医は年2箇所程度、精神科医は年1箇所程度）。この個別指導は、生活保護受給者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として行われるものである。個別指導は、生活保護受給者の医療給付に関する事務及び診療状況について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面談懇談方式で行われる。そして個別指導の結果は文書で通知される。個別指導実施医療機関は、個別指導が未実施又は過去数年間における個別指導が未実施、生活保護受給者の患者数が比較的多い等の理由で選定される。

平成28年度は一般医が2箇所、精神科医が1箇所個別指導に参加しており、以下のような個別指導を行っている。

- ・医療要否意見書、レセプト等を確認しながらの、嘱託医による処遇の確認
- ・他法・他施策の確認（自立支援・更生医療等）
- ・ジェネリック医薬品の推進についての確認
- ・医療扶助の取扱いについての懇談
- ・施設内の点検

個別指導の結果、3箇所すべて指導事項は該当無しとなっている。

(3) 指定医療機関

平成 26 年に生活保護法上の指定医療機関が指定された。平成 29 年 4 月 1 日現在の指定医療機関は次のとおりである。

医療機関	数
病 院	22
診療所	193
歯 科	146
薬 局	130
計	491

指定医療機関の指定は 6 年ごとに更新を受けなければならない。健康保険等の更新時期に合わせて今後 6 年ごとに更新の手続とする。

6 医療費の高額化

医療機関は医療行為実施後に支払基金へレセプトを送付し、支払基金はレセプト内容のチェック後に医療機関に診療報酬を支払う。その後、福祉事務所は支払基金からの請求に基づき医療費の支払いを行っている。福祉事務所において再審査請求する事項がなければ、支払基金からの請求額が支払額となる。

医療機関としてはレセプト内容に誤りがない限り、レセプトに記載された医療行為の請求額の入金が保証されていることになり、一般患者に対する医療行為とは異なり回収不能となるリスクがない。そのため、潜在的に適正な医療水準以上の過剰・高額な医療行為が行われるリスクがある。

医療費は年々高額化している。参考までに平成 28 年度支払い分の医療費の上位 50 名は次の通りである。

平成 28 年度支払分（平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月基金審査分）のうち金額が大きい上位 50 名一覧

No	医療費（食費を含む） （単位：円）	主傷病名	入院 外来	年齢（平成 29 年 3 月 31 日時点 ※は死亡時点）
1	10,731,665	心肺停止後低酸素性脳症	入院	59 歳
2	9,962,372	大動脈弁狭窄症	入院	61 歳
3	9,933,598	敗血症性ショック	入院	44 歳
4	9,930,280	直腸癌	入院	66 歳
5	9,742,254	気胸	入院	70 歳
6	9,391,700	ラクナ梗塞	入院	69 歳
7	8,953,280	骨髄異形性症候群	入院	93 歳
8	8,923,210	筋強直性ジストロフィー	入院	45 歳
9	8,622,930	左被殻出血	入院	66 歳
10	8,390,310	遷延性意識障害	入院	58 歳
11	8,126,918	急性肺炎	入院	46 歳
12	8,048,506	脳梗塞後遺症	入院	81 歳
13	7,752,678	脳梗塞	入院	79 歳
14	7,746,982	狭心症	入院	62 歳
15	7,613,516	胸部食道癌	入院	64 歳
16	7,610,370	脳幹部出血	入院	53 歳
17	7,566,218	末期腎不全	入院	68 歳

18	7,562,710	敗血症性ショック	入院	69歳
19	7,474,220	慢性閉塞性肺疾患	外来	62歳
20	7,434,155	脳出血後遺症	入院	67歳
21	7,418,110	心原性脳塞栓症	入院	78歳
22	7,042,190	外傷性脂肪塞栓症	入院	77歳
23	6,959,276	S状結腸癌	入院	58歳
24	6,916,004	統合失調症	入院	68歳
25	6,903,408	非定型精神症	入院	69歳
26	6,846,850	右肘関節開放性脱臼骨折	入院	57歳
27	6,810,872	直腸癌	入院	66歳
28	6,681,220	重症統合失調症	入院	66歳
29	6,668,520	重症統合失調症	入院	76歳
30	6,668,520	統合失調症	入院	73歳
31	6,663,940	老人性精神病	入院	67歳
32	6,632,950	老人性精神病	入院	88歳
33	6,552,534	誤嚥性肺炎	入院	※ 88歳
34	6,526,628	硬膜内随外脊髄腫瘍	入院	85歳
35	6,503,828	直腸癌	入院	73歳
36	6,462,420	右大腿骨骨幹部骨折	入院	71歳
37	6,352,010	間質性肺炎	入院	※ 87歳
38	6,343,568	うっ血性心不全	入院	75歳
39	6,340,368	脳出血後遺症	入院	68歳
40	6,320,604	連合弁膜症	入院	78歳
41	6,221,482	労作性狭心症	入院	75歳
42	6,184,201	アテローム血栓性脳梗塞	入院	57歳
43	6,120,660	中咽頭癌	入院	57歳
44	6,090,110	多発性骨髄腫	入院	64歳
45	6,065,502	頸髄損傷	入院	80歳
46	6,021,160	急性骨髄単球性白血病	入院	23歳
47	6,002,654	原発性胆汁性肝硬変	入院	※ 66歳
48	5,932,950	脳梗塞	入院	53歳
49	5,868,784	左腸骨骨折	入院	64歳
50	5,842,935	大葉性肺炎	入院	※ 84歳
合計	365,482,130			

上位 50 人のうち 1 人は外来となっているが、その他は慢性的な病気で入院している。

一般的に、生活保護世帯以外であっても医療費そのものが保険の対象であり、さらには高額療養費の対象とされ、低所得者（市区町村税の非課税者等）は、自己負担が月額 35,400 円（70 歳未満、食事代別）とされているので、生活保護世帯は医療費の自己負担がないことで、高額・高度医療が実施されるわけではないと思われる。

平成 29 年 4 月に 94 歳の女性が下壁心筋梗塞で入院し、下記の治療が施された。

- 4 月 経皮的冠動脈ステント留置術
- 5 月 経皮的カテーテル心筋焼灼術
- 6 月 ペースメーカー移植術
- 7 月 陳旧性下壁心筋梗塞と診断され、カウンターショック
- 9 月 肋骨、骨盤、股関節等骨折の疑い
- 10 月 転院し、死亡している

この間、食費を含めた医療費は 1,300 万円を超えている。

このような病気を治すため上記の医療行為は、結果的に患者の体力が持たなかったと考えられる。

○ 高額療養費の制度について

医療費が高額となった場合、申請により自己負担限度額を超えた金額の払い戻しを受けることができる制度である。

事前申請すれば、高額療養費（補助金）を医療機関に直接支払われ、医療費を支払う人は限度額を窓口を支払えばよい。

この補助金は、救急医療制度や高度な医療行為を実施する制度を維持発展させるためのものであると思われる。

事後申請の場合、医療費の領収書がないと申請できない。救急患者に、高度な医療行為を実施した場合、患者の負担金が大きくなり、医療費の支払いができず、医療費の領収書がないと高額療養費を受給できなくなる。医療機関は患者の負担金が回収できなくなり、国民健康保険の場合、市は高額療養費を支払わなくて済む状況となる。

【意見】

郡山市の福祉事務所には、医療要否意見書が送付されているが、治療を行う医者判断を尊重しなければならないとも思われるものの、高額な医療費が続くということは、手術などの高度な医療行為が続くことであり、被保護者も単身世帯

や扶養を放棄された者もいると思われるので、嘱託医、保健師を交えた被保護者の体力を考えた医療要否意見書の検討会議があるべきである。場合によっては、嘱託医を交えた指定医療機関に対する個別指導の対象とすることも検討すべきである。

【意見】

医療費の高額化に関しては、生活習慣病の重症化予防等による健康管理支援を通じ、健康状態の維持・改善により医療費の軽減化を図ることを目的とし、毎年郡山市が行っている特定健診の受診促進を図るため、対象者である40歳以上の生活保護受給者に通知文を送付している。受診した特定健診の判定結果が要指導となっている対象者のうち、保健師が特に指導が必要な者を選定し、血圧、体重及び腹囲の測定並びに栄養、運動及び生活全般の保健指導を行い、次年度の健診結果において検査値が改善しているか確認していくサイクルを平成27年度から確立している。しかしながら、現在の郡山市の福祉事務所の体制では保健師が1名となっているため、要指導対象者における保健指導対象者の件数を上げるために、市役所内の他部門に在籍する保健師の配置転換や新規採用により最低でも保健師3人体制を目指すべきである。

また、ケースワーカーが生活保護受給者宅へ訪問した際には、国と郡山市が負担している医療費の金額についての認識を持ってもらい、必要かつ適切な受診が行われるように助言・指導を徹底すべきである。

7 往診の妥当性

あん摩・マッサージ及びはり・きゅうの医療扶助で、ほとんどの場合に施術料よりも患者宅への往療料の方が高額となっている。往療料は1回につき2kmまで1,800円が定額で発生し、2kmを超える分については距離に応じて加算額が発生する。柔道整復についても患者宅への往療はあるが利用は単発的であり、あん摩・マッサージ及びはり・きゅうのような継続的な利用はない。

なお、郡山市のあん摩・マッサージの指定医療機関は95箇所あり、はり・きゅうの指定医療機関は51箇所ある。

参考：平成28年度に福祉事務所宛に請求されたあん摩・マッサージの医療扶助を「生活保護法による施術費給付承認書（あん摩・マッサージ）」から全件抽出

(単位:円)

番号① 傷病名：脳出血後遺症					
施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.6	2	2,750	3,600	4,800	8,400
7	7	9,625	12,600	16,800	29,400
8	8	11,000	14,400	19,200	33,600
9	8	11,000	14,400	19,200	33,600
10	9	12,905	16,200	20,790	36,990
11	9	13,545	16,200	20,790	36,990
12	8	12,040	14,400	18,480	32,880
H29.1	7	9,415	12,600	16,170	28,770
施術者住所：堤					
患者住所：熱海町熱海					
番号② 傷病名：脳出血後遺症					
施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.3	8	11,000	14,400	19,200	33,600
4	9	12,375	16,200	21,600	37,800
5	8	11,000	14,400	19,200	33,600
6	8	11,000	14,400	19,200	33,600
7	8	11,000	14,400	19,200	33,600
8	8	11,000	14,400	19,200	33,600

9	9	12,375	16,200	21,600	37,800
10	9	12,825	16,200	20,790	36,990
11	8	11,400	14,400	18,480	32,880
12	10	14,250	18,000	23,100	41,100
H29.1	8	11,400	14,400	18,480	32,880
2	8	11,400	14,400	18,480	32,880

施術者住所：駅前

患者住所：喜久田町堀之内

番号③ 傷病名：脳性小児麻痺

施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.2	13	18,915	23,400	20,800	44,200
3	11	16,005	19,800	17,600	37,400
4	12	17,460	21,600	19,200	40,800
5	11	15,285	19,800	17,600	37,400
6	12	16,500	21,600	19,200	40,800
7	12	16,500	21,600	19,200	40,800
8	11	15,125	19,800	17,600	37,400
9	12	16,500	21,600	19,200	40,800
10	11	16,315	19,800	16,940	36,740
11	12	17,900	21,600	18,480	40,080
12	11	16,555	19,800	16,940	36,740
H29.1	9	13,545	16,200	13,860	30,060

施術者住所：堤

患者住所：堤下町

番号④ 傷病名：左大腿部骨折等

施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.3	8	11,000	14,400	6,400	20,800
4	8	11,000	14,400	6,400	20,800
5	6	8,250	10,800	4,800	15,600
6	9	12,375	16,200	7,200	23,400
7	7	9,625	12,600	5,600	18,200
8	7	9,625	12,600	5,600	18,200
9	7	9,625	12,600	5,600	18,200

10	8	11,400	14,400	6,160	20,560
11	8	11,400	14,400	6,160	20,560
12	8	11,400	14,400	6,160	20,560
H29.1	7	9,975	12,600	5,390	17,990
2	8	11,400	14,400	6,160	20,560

施術者住所：桑野

患者住所：希望ヶ丘

番号⑤ 傷病名：脳梗塞後麻痺、腰痛症等

施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.3	1	935	1,800	-	1,800
4	3	2,805	5,400	-	5,400
5	3	2,805	5,400	-	5,400
6	5	4,675	9,000	-	9,000
7	4	3,740	7,200	-	7,200
8	4	3,740	7,200	-	7,200
9	4	3,740	7,200	-	7,200
10	4	3,860	7,200	-	7,200
11	4	3,860	7,200	-	7,200
12	5	4,825	9,000	-	9,000
H29.1	4	3,860	7,200	-	7,200

施術者住所：堤

患者住所：島

番号⑥ 傷病名：麻痺、可動域制限、筋力低下等

施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.4	7	7,700	12,600	14,400	27,000
5	9	9,900	16,200	21,600	37,800
6	9	9,900	16,200	21,600	37,800
7	7	7,700	12,600	16,800	29,400
8	5	5,500	9,000	4,800	13,800
9	9	9,900	16,200	9,600	25,800
10	8	9,120	14,400	11,550	25,950
11	6	6,840	10,800	9,240	20,040
12	6	6,840	10,800	6,930	17,730

H29.1	6	6,840	10,800	6,930	17,730
2	6	6,840	10,800	9,240	20,040
施術者住所：片平町 患者住所：開成					
番号⑦ 傷病名：脳梗塞後遺症、腰痛症					
施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.5	3	4,125	5,400	2,400	7,800
6	4	5,500	5,400	2,400	7,800
7	3	4,125	5,400	2,400	7,800
8	4	5,500	5,400	2,400	7,800
9	3	4,125	5,400	2,400	7,800
10	4	5,700	7,200	3,080	10,280
11	4	5,700	7,200	3,080	10,280
12	4	5,700	7,200	3,080	10,280
施術者住所：安積町 患者住所：田村町					
番号⑧ 傷病名：アルツハイマー型認知症、両膝関節症、廃用症候群					
施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.8	5	6,875	9,000	4,000	13,000
9	3	4,125	5,400	2,400	7,800
10	5	7,125	9,000	3,850	12,850
11	4	5,700	7,200	3,080	10,280
12	4	5,700	7,200	3,080	10,280
H29.1	3	4,275	5,400	2,310	7,710
施術者住所：安積町 患者住所：田村町					
番号⑨ 傷病名：脳梗塞後遺症					
施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.2	8	11,640	14,400	-	14,400
3	9	13,095	16,200	-	16,200
4	8	11,240	14,400	-	14,400
5	8	11,000	14,400	-	14,400

6	8	11,000	14,400	-	14,400
7	8	11,000	14,400	-	14,400
8	7	9,625	12,600	-	12,600
9	9	12,375	16,200	-	16,200
10	8	11,880	14,400	-	14,400
11	8	11,960	14,400	-	14,400
12	7	10,535	12,600	-	12,600
H29.1	8	11,960	14,400	-	14,400

施術者住所：堤

患者住所：片平町

番号⑩ 傷病名：変形下肢関節症

施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.5	2	2,750	3,600	1,600	5,200
6	4	5,500	7,200	3,200	10,400
7	4	5,500	7,200	3,200	10,400
8	4	5,500	7,200	3,200	10,400
9	2	2,750	3,600	1,600	5,200

施術者住所：堤

患者住所：安積町

番号⑪ 傷病名：廃用性症候群

施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.1	6	8,250	10,800	4,800	15,600
2	9	12,375	16,200	7,200	23,400
3	8	11,000	14,400	6,400	20,800
4	9	12,375	16,200	7,200	23,400
5	8	11,000	14,400	6,400	20,800

施術者住所：片平町

患者住所：富田町

番号⑫ 傷病名：左右上下肢・体幹・関節拘縮

施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.3	9	12,375	16,200	-	16,200
4	9	12,375	16,200	-	16,200

5	6	8,250	10,800	-	10,800
6	9	12,375	16,200	-	16,200
7	2	2,750	3,600	-	3,600
施術者住所：片平町 患者住所：安積四丁目					
番号⑬ 傷病名：脳出血（右片麻痺）					
施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.3	3	1,980	-	-	-
4	4	4,960	-	-	-
5	2	1,320	-	-	-
通院					

参考：平成28年度に福祉事務所宛に請求されたはり・きゅうの医療扶助を「施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）」から全件抽出

(単位：円)

番号① 傷病名：五十肩、腰痛症、頸腕症候群					
施術月	施術日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28.2	6	7,620	10,800	9,600	20,400
3	8	10,160	14,400	12,800	27,200
4	8	10,160	14,400	12,800	27,200
6	6	7,960	10,800	9,600	20,400
7	7	8,890	12,600	11,200	23,800
8	4	5,080	7,200	6,400	13,600
9	7	8,890	12,600	11,200	23,800
10	6	7,800	10,800	9,240	20,040
11	7	9,100	12,600	10,780	23,380
12	7	9,100	12,600	10,780	23,380
H29.1	2	2,600	3,600	3,080	6,680
施術者住所：堤 患者住所：若葉町					

番号② 傷病名：右片麻痺					
施術月	施術 日数	施術料	往 療 料		
			(2 kmまで)	(加算分)	合 計
H28. 7	3	6,280	5,400	-	5,400
8	8	12,320	14,400	-	14,400
9	8	12,320	14,400	-	14,400
10	7	10,850	12,600	-	12,600
11	6	9,300	10,800	-	10,800
施術者住所：亀田 患者住所：芳賀					

【意見】

あん摩・マッサージ及びはり・きゅうの医療扶助について、ほとんどの場合に往療料が施術料よりも高額となっている。そもそも往診を必要とするケースかどうか、もっと近隣の指定医療機関の利用が可能ではないかどうかの検証が必要である。

VIII 介護扶助について

1 介護扶助と介護保険制度との関係

介護保険制度は、生活保護受給者についても被保険者としている。そのため、65歳以上の生活保護受給者は介護保険料を支払って介護保険に加入し、介護が必要な要介護者や要支援者となった場合には介護保険の枠組みで介護サービスを受けることになる。この介護保険料は生活扶助として支給され、福祉事務所により代理納付される。年金受給者は年金から天引きとなり、年金収入から控除される。

生活保護受給者で被保険者の場合は、介護サービスを受けるために必要な負担のうち区分支給限度基準額の9割が介護保険により支払われ、残りの1割を自己負担することになるが、この1割について介護扶助を受けることになる。40歳以上65歳未満の生活保護受給者は原則介護保険の被保険者とはなれないので、介護サービスを受ける際に介護保険の適用はなく、区分支給限度基準額の全額について介護扶助を受けることになる。

なお区分支給限度基準額とは、身体への侵襲等を伴い利用に一定の歯止めがかかりやすい医療サービスとは異なり、介護サービスは生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいこと、同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、居宅介護サービス及び地域密着型サービスについて、要介護度別に設定した限度額のことである。

参考までに、平成28年度の郡山市の介護扶助費の月額推移は以下の通りである。

平成28年度の郡山市における介護扶助費月別額（各月審査分）

単位：円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
介護給付費	14,805,507	12,627,457	12,749,862	13,021,275	12,899,140	12,792,211
総合事業費※	—	323,658	693,543	539,993	588,062	708,594
合計	14,805,507	12,951,115	13,443,405	13,561,268	13,487,202	13,500,805

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護給付費	11,702,203	13,245,967	12,666,998	11,863,936	11,868,735	12,081,243
総合事業費※	802,360	703,466	711,354	687,973	708,224	683,298
合計	12,504,563	13,949,433	13,378,352	12,551,909	12,576,959	12,764,541

※厚生労働省の指導により、5月審査分より介護の程度が低い場合を介護給付費

と区分している。

介護扶助の妥当性を検証するため、「介護給付費公費受給者別一覧表（平成28年4月審査分）」から任意のサンプル10件を抽出し計算チェックを実施した結果問題はなかった。

IX 出産扶助について

出産扶助とは、生活保護法第 16 条で定められているものである。困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、国が出産に関する最低限の扶助をするものである。

第 16 条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

1 監査の方法

郡山市では平成 28 年度の出産扶助は 7 件（総額 2,012,220 円）実施した。そのうち 3 件についてケースファイルの閲覧、担当者へのヒアリングを実施し出産扶助が適切に実施されているか、また出産扶助の実情はどのようになっているかを確認した。

2 出産扶助基準

別表 6

1 基準額

区 分	基準額
施設分べんの場合の額	258,000 円以内
居住分べんの場合の額	249,000 円以内

- 2 病院 助産所等施設において分べんする場合、入院費（8 日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算する。
- 3 衛生材料費を必要とする場合は、5,700 円の範囲内の額を基準額に加算する。

同 第 7-7-(3)

病院 診療所 助産所その他の者であって、健康保険法施行令第 36 条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第 6 の 1 又は本通知第 7 の 7 の (1) に定める額に加え、30,000 円の範囲内において特別基準の

設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

3 結果

○ サンプル概要

	ケース1	ケース2	ケース3
医療機関	総合病院	産婦人科医院	総合病院
概要	胎児及び胎児付属物の異常。子宮全摘術等	妊娠 37 週骨盤位帝王切開	通常分娩
出産扶助	208,610 円	279,700 円	504,970 円 内訳 出産 279,700 円 入院 225,270 円
医療扶助 (異常分娩のための入院費用)	661,852 円	387,560 円	0 円
自己負担	7,600 円	85,000 円	70,212 円 内訳 出産 56,912 円 入院 13,300 円
合計	878,062 円	752,260 円	575,182 円

異常分娩の際の入院費については医療扱いとなり出産扶助ではなく医療扶助に該当することになる。

○ ケース別比較表

費用内訳				
① 出産 扶助基 準額		ケース1 (異常分娩)	ケース2 (異常分娩)	ケース3 (通常分娩)
		総合病院	産婦人科医院	総合病院
	分娩介補料	135,000	232,000	270,000
	悪露交換料	2,000		2,000
診察料				

	投薬料			1,940
	注射料			3,440
	処置料	190		
	検査料	520		29,460
	胎盤処理		2,800	2,000
	産科医療保障制度加入掛金	16,000	16,000	16,000
	①基準額合計	153,710	250,800	324,840
②入院料	入院基本料（加算含）			163,420
	ハイリスク等の加算			
	入院時食事療養費			9,310
	新生児介補料	49,200	96,000	57,500
	新生児投薬料			2,000
	新生児検査料		2,500	6,340
	新生児注射料			
	妊産婦緊急搬送入院加算			
	②入院料合計	49,200	98,500	238,570
③衛生材料費	分娩セット	9,300	5,800	7,560
	その他	4,000	9,600	4,212
	③衛生材料費合計	13,300	15,400	11,772
請求金額 ①+②+③		216,210	364,700	575,182

ケース1（異常分娩）

①について

産科医療保証金制度加入金掛金(16,000円)を除き、新生児介補料49,200円を加算した186,910円については、基準額258,000円以内のため全額認定する。また、産科医療保証金制度加入金掛金16,000円については、健康保険法施行令第36条第1号の規定する保険制度であるため、局第7-7-(3)により30,000円以下であることから16,000円全額を認定する。

出産扶助額は202,910円

自己負担額は0円

②について

入院料については異常分娩による入院であったため医療扶助を適用することとする。

(新生児介補料49,200円については①に加算する)

自己負担額は0円

③について

衛生材料費 13,300 円については、基準額 5,700 円を超える部分 7,600 円が自己負担となる。

出産扶助額は 5,700 円

自己負担額は 7,600 円

出産扶助合計は 208,610 円

自己負担額合計は 7,600 円

ケース 2 (異常分娩)

①について

産科医療保証金制度加入金掛金 (16,000 円) を除き、新生児介補料 (96,000 円) 及び新生児検査料 (2,500 円) を加算した金額 333,300 円については、基準額 258,000 円を超える部分 75,300 円が自己負担となる。また、産科医療保証金制度加入金掛金 16,000 円については、健康保険法施行令第 36 条第 1 号の規定する保険制度であるため、局第 7-7-(3)により 30,000 円以下であることから 16,000 円全額を認定する。

出産扶助額は 274,000 円

自己負担額は 75,300 円

②について

入院料については異常分娩による入院であったため医療扶助を適用することとする。

(新生児介補料 96,000 円及び新生児検査料 2,500 円については①に加算)

自己負担額は 0 円

③について

衛生材料費 15,400 円については、基準額 5,700 円を超える部分 9,700 円が自己負担となる。

出産扶助額は 5,700 円

自己負担額は 9,700 円

出産扶助額合計は 279,700 円

自己負担額合計は 85,000 円

ケース 3 (通常分娩)

①について

産科医療保証金制度加入金掛金 (16,000 円) を除く 308,840 円について

は、基準額 258,000 円を超える部分 50,840 円が自己負担となる。また、産科医療保証金制度加入金掛金 16,000 円については、健康保険法施行令第 36 条第 1 号の規定する保険制度であるため、局第 7-7-(3)により 30,000 円以下であることから 16,000 円全額を認定する。

出産扶助額は 274,000 円

自己負担額は 50,840 円

②について

入院料 238,570 円については、基準額 225,270 円 ($(3,471 \times 5 \text{日} + 3,987) \times 10 = 213,420$ 円、 $640 \text{円} \times 3 \text{食} \times 5 \text{日} = 9,600$ 円、 $50 \times 5 \text{日} + 2,000 = 2,250$ 円) を超える部分 13,300 円が自己負担となる。

※計算根拠は郡山市が定める「平成 28 年度出産扶助費限度額算定表」参照

出産扶助額は 225,270 円

自己負担額は 13,300 円

③について

衛生材料費 11,772 円については、基準額 5,700 円を超える部分 6,072 円が自己負担となる。

出産扶助額は 5,700 円

自己負担額は 6,072 円

出産扶助額合計は 504,970 円

自己負担額合計は 70,212 円

【意見】

上記 3 つのケースではそれぞれ自己負担が発生しているが、ケース 3 にあつては通常分娩にもかかわらず 7 万円の自己負担が発生している。各ケースで条件はそれぞれ異なるかと思うが、生活保護者に対して出産時に 10 万円近くの負担を強いることがはたして生活保護法の趣旨に沿うものかどうか疑問が残る。生活保護法が保護者の出産を前提としていないのか、出産扶助算定基準が現状に合っていないのか、又は高額な報酬を請求する医療機関を選定しているのか等今後の検討課題である。

健康保険に加入している人は、健康保険が効かない出産や妊娠にかかる費用による家計への負担を軽減するための制度である出産育児一時金として、健康保険組合等から 42 万円を受け取ることができる。この制度と比較しても、現状の生活保護者の出産に関する負担は大きいと考えられ、自己負担を極力無くす方向で検討すべきであると思われる。

参考 第74回社会保障審議会医療保険部会資料より

平成24年度出産費用平均値

福島県 461,174円

全国 477,000円

X 葬祭扶助について

葬祭扶助とは、生活保護法第 18 条で定められているものである。困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、国が葬祭に関する最低限の扶助をするものである。

第 18 条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案※
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

※ 検案とは、病院以外で亡くなった方の死因、死亡時刻等についての確認を医師が行うこと。

1 監査の方法

郡山市では平成 28 年度の葬祭扶助は 36 件（総額 6,022,036 円）実施した。そのうち 3 件についてケースファイルの閲覧、担当者へのヒアリングを実施し葬祭扶助の実施が適切に実施されているか、また葬祭扶助の実情はどのようになっているかを確認した。

2 葬祭扶助基準

〔告〕別表第 8

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1 級地及び 2 級地	206,000 円以内	164,800 円以内
3 級地	180,300 円以内	144,200 円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準値を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、22,630円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準値に加算する。

級地別	金額
1級地及び2級地	15,290円
3級地	13,380円

※ ケース1では葬祭に要する費用210,168円が基準額180,300円を超えており、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額54,000円が上記13,380円を超えているため22,630円から13,380円を控除した金額9,250円を基準額180,300円に加算する。180,300円+9,250円=189,550円

同第7-9-(3)

死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む）が5,250円を超える場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む）に当該超える額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。

※ ケース1では死亡診断書に係る金額が5,400円であり上記5,250円を超えているため、基準額に差額の150円を加算する。

$$189,550円 + 150円 = 189,700円$$

3 結果

	ケース1	ケース2	ケース3
死亡診断書等	5,400円	2,160円	0円
死体の運搬	54,000円	35,580円	7,600円
葬祭費用	150,768円	114,980円	124,808円
合計	210,168円	152,720円	132,408円
葬儀扶助額	189,700円	152,720円	132,408円
自己負担額	20,468円	0円	0円

金額的にも異常はなく（全件総額平均167,278円）、適切に執行されていると判断した。ケース3については葬祭執行者となる身内がなく葬祭執行者が不在のため民生委員が葬祭執行者となり葬祭扶助を申請している（生活保護法第22条）。